

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(女川原子力発電所第2号機の設計及び工事計画変更認可申請(残留熱除去設備の主要弁の弁体取替工事等) )【1】」

2. 日時：令和5年3月15日(水) 10時00分～12時30分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室(一部TV会議システムを利用)

4. 出席者

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

奥企画調査官、中川上席安全審査官、伊藤安全審査官

東北電力株式会社：

女川原子力発電所 保全部長 他11名(うち2名はTV会議システムによる出席)

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

6. その他

以下のホームページ掲載済みの資料(令和5年3月6日提出資料)を使用

- ・資料1-1 女川原子力発電所第2号機 設計及び工事の計画の変更認可申請 審査資料一覧
- ・資料1-2 女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画変更認可申請の概要
- ・資料2 女川2号機 残留熱除去系主要弁の弁体修理工事に伴う設計及び工事の計画の変更認可申請の扱いについて
- ・資料3 女川2号機 原子炉冷却材浄化系主配管の設計進捗に伴う設計及び工事の計画の変更認可申請の扱いについて
- ・資料4 女川2号機 非常用ガス処理系主要弁の設計進捗に伴う設計及び工事の計画の変更認可申請の扱いについて
- ・資料5 女川2号機 原子炉格納容器調気系主配管の設計変更に伴う設計及び工事の計画の変更認可申請の扱いについて
- ・資料6 女川2号機 外郭浸水防護設備(逆止弁付ファンネル)の設計進捗に伴う設計及び工事の計画の変更認可申請の扱いについて
- ・資料7 残留熱除去系主要弁 要目表
- ・資料8 原子炉冷却材浄化系主配管 要目表
- ・資料9 非常用ガス処理系主要弁 要目表

- ・資料 1 0 原子炉格納容器調気系主配管 要目表
- ・資料 1 1 外郭浸水防護設備 要目表
- ・資料 1 2 VI-1-1-1 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書
- ・資料 1 3 VI-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書
- ・資料 1 4 VI-1-1-4-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（原子炉冷却系統施設）
- ・資料 1 5 VI-1-1-4-7 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（原子炉格納施設）
- ・資料 1 6 VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
- ・資料 1 7 VI-1-10 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書
- ・資料 1 8 VI-2-5-4 残留熱除去設備の耐震性についての計算書
- ・資料 1 9 VI-2-5-8 原子炉冷却材浄化設備の耐震性についての計算書
- ・資料 2 0 VI-2-9-4-4 放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備の耐震性についての計算書
- ・資料 2 1 VI-2-9-4-5 原子炉格納容器調気設備の耐震性についての計算書
- ・資料 2 2 VI-2-10-2 浸水防護施設の耐震性についての計算書
- ・資料 2 3 VI-3-3-3-3 残留熱除去設備の強度計算書
- ・資料 2 4 VI-3-3-3-7 原子炉冷却材浄化設備の強度計算書
- ・資料 2 5 VI-3-3-6 原子炉格納施設の強度に関する説明書
- ・資料 2 6 VI-3-別添 3 津波又は溢水への配慮が必要な施設の強度に関する説明書
- ・資料 2 7 4.3 残留熱除去設備
- ・資料 2 8 4.7 原子炉冷却材浄化設備
- ・資料 2 9 8.3 圧力設備その他の安全設備

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	原子力規制庁イトウです。それではこれからナガワの全体取替工事等の変更認可申請のヒアリング、
0:00:11	第1回を始めたいと思います。
0:00:14	本日の資料は3月6日の申請提出時に同時に出示していただいている資料。
0:00:23	を使いつつ、進めたいと思っております。
0:00:27	資料については、一応目を通していただきますので質問から入りたいと思います。
0:00:36	すいません。
0:00:37	そうそう。
0:00:46	はい。
0:00:47	それでは最初に、
0:00:54	最初に個別の工事の内容について、気になっているところをお聞きしてそのあと、全体に跨るような話をしようかなとは思っているんですが、ずっとちょっとその前に、
0:01:08	全体的な話で二つだけさせてください。一つ目申請書NO体裁の話なんですけど、今回、変更認可申請書という形で出してもらってはいるんですが、
0:01:23	変更認可申請っていうことは、元になっているもの、元になって設工認があるはずなんですけど、それが申請書で記載されてないんです。
0:01:39	ちょっとそれは記載が必要かなと思っております。
0:01:44	今、言っていることわかりますかね。
0:01:47	要するにあせ新規制工認の変更認可申請だっていうのは、我々は知ってるんですけど、申請書上それが、
0:01:55	はっきり書いてない。
0:01:59	はい、東北電力の仲野です。そうですねちょっと中身確認して、適切に修正したいと思います
0:02:06	よろしくお願いします。去年の有毒ガス数とかの変更認可申請の時はちゃんと書いてあったんですけど。はい。お願いします。
0:02:14	それからもう一つ、
0:02:18	炉規法の方はいいんですけど電事法の方で、どういう手続きになるかっていうところ老年のため確認しておきたいですね。
0:02:30	今回先生として、
0:02:35	五つですかね大きく分けて五つ出してもらっていると。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:39	そのうち、
0:02:42	原子炉冷却材浄化設備等原子炉格納容器調気系のところは、と同時に電事法のへん人を出してもらっていますと。
0:02:54	ちょっと行政目、行政相談面談で聞いたところによると残留熱除去設備のところは、工事結果の届け出で対応しますと。
0:03:10	で、
0:03:11	逆止弁付ファンネル衛藤浸水防護施設の逆止弁付ファンネルは現地法に基づく手続きは不要であると。
0:03:20	すいませんちょっとここ非常用ガス処理系のところはどういう予定でしたっけというところを聞かせてください。
0:03:34	東北電力のアガツマです。
0:03:36	非常用ガス処理系につきましては、電事法の対象外となっておりますので、そちらは
0:03:42	炉規法の、
0:03:43	申請のみとなります。
0:03:45	はい。設備等ですわかりました。じゃあ、ファンネルと同じで、保安なしということですか。はい。
0:03:52	はい。その通り。
0:03:58	ありがとうございます規制庁イトウです。それじゃあ中身の方に入っていきたいと思います。
0:04:06	藤。
0:04:07	主にこの
0:04:10	申請の概要というパワポと、
0:04:16	変更認可先生の扱いについてという、
0:04:20	5種類あるやつ、資料番号で言うと一番から6番ですかね、それを使わせてもらえればと思いますと。
0:04:30	それじゃあ一つずつ行きます。江藤最初は残留熱除去系の
0:04:36	主要弁の取りかえのところで、
0:04:41	えっとですねパワポを見ると、
0:04:46	手入れにより弁体の加工が確認されたことは、
0:04:53	変更認可先生の扱いについてだと。
0:05:03	分解点検前の弁のすり合わせ等の手入れに伴う弁体の格好を確認とありますと。
0:05:15	すいませんちょっと基本的なところなんですけど、弁のすり合わせっていうのは何を指してるんですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:23	東北電力の鈴木です。全体のすり合わせというのは、定例、
0:05:28	弁を分解した時に定例ということで、例のシート面、
0:05:32	便座側と全体のシート目を着座する設置することで、シート機能を発揮するんですけども、
0:05:39	そのシート面をきちんと、
0:05:42	仕入れ機能を発揮するようにですね、定例を仕上げるというものになります。
0:05:51	これ、パワポの図でいうとどのどの辺をどうするかっていうと、
0:05:57	図で言いますと、特にスズキです図で言いますと、
0:06:01	赤い部分ですね、の弁体というふうに表記しておりますがここ、
0:06:06	と青、水色の部分。
0:06:09	設置してる部分があると思うんですけども接する部分ですね。ここが例のシート機能。
0:06:15	もう重要な部分となりますので、ここが弁座と弁体。
0:06:20	ここ合わさったときにですね、きちんとシート機能を発揮するように、
0:06:25	美馬磨きですね、すり合わせというの磨きを、
0:06:29	してあげることになります。
0:06:32	はい、社長イトウですありがとうございますアットマーク盛武っていうのを磨いていってだんだん磨き減っていくイメージでよろしいですか。
0:06:42	奥都築です。はい。その通りでございます。はい、わかりました。それで、分解、縦長の資料の方に書いてある分解点検と安全維持点検。
0:06:55	というのはこれは別の点検ですか。
0:07:00	東北電力の鈴木ですと安全維持点検というのは、
0:07:04	震災以降プラントが長期停止。
0:07:07	の期間中に行っている点検の総称で示しております、分解点検というのは、点検の周期に合わせて分解する、
0:07:17	ものを示しております。
0:07:21	また、石松は一緒です。
0:07:25	すいません安全維持点検の一部が分解点検ですから、
0:07:31	東京に続きですはい。認識の通りです。はい。それで点検周期 52 月というのが、分解点検の周期。
0:07:42	はい。特にスズキでそのご認識で問題ありません。はい。規制庁伊東です。承知しました。
0:07:48	それで、
0:07:54	はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:55	と今回取りかえるのがAとBの弁ですけれどもCは大丈夫だったんでしょうか。
0:08:02	はい。東北電力都築です。はい。心については前回の点検において、AとBのような、加工は確認されておりませんので、今回対象外としており、おります。
0:08:14	はい、ありがとうございます。ちなみに何か、どのぐらい溢水減っていればというか、全体が下がっていると交換することになるんですか。
0:08:25	東北電力の鈴木です。具体的な数値というものはございませんが
0:08:31	前点検のした時にですねその辺りへとし、弁体と便座、
0:08:36	もう、それくらい当たっているこの、それでいいますと、
0:08:41	左側が
0:08:43	新品の状態ということで、上面で上側で見ますと、赤と水色のところが、
0:08:51	同じ高さで、
0:08:54	いると思うんですけども、右側の方に行きますと、くさび形しており、全体がくさび形しておりますので、定例することで下にどんどん下がってしまうと。
0:09:03	ことでこのシートが、完全に切れる前にですね、
0:09:07	取りかえるというふうになります。
0:09:11	イトウですありがとうございます。
0:09:14	それから、
0:09:16	行政相談の時も聞いたかもしれないんですが
0:09:20	2015年に、この弁体の確保っていうのを確認されていまして。それで、
0:09:31	取りかえっていうのが、このタイミングで編年として出てきた理由を教えてください。
0:09:38	はい。東北電力の鈴木です。
0:09:40	本来この弁の点検は再稼働後の定期点検検査において実施する予定としておりましたが、プラントの停止期間が長期化になったことで、
0:09:51	今の停止期間中にですね、点検を前倒しで実施する必要が、
0:09:56	ございますので、今回の変更認可申請として手続きするものでございます。
0:10:06	はい規制庁伊藤です。わかりました。はい。
0:10:12	藤。
0:10:14	そうです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:16	全体取りかえの工事内容については、承知しました。はい。江川から何かありますか。大丈夫ですか。とりあえず、じゃちょっと、工事内容一通り聞く感じでいきます。はい。
0:10:30	あと二つ目に貸してください。
0:10:33	原子炉冷却材浄化系の配管のところですね。
0:10:42	こちら、曲げ管からエルボ材に変更すると。
0:10:50	ありまして、
0:10:52	どこからお聞きすればいい。
0:10:56	カーなんですけど、
0:11:00	今このパワポの図ではですね改造前かっこ建設時と改造後っていう、
0:11:08	二つが載っているんですけど、我々、審査の時に、知りたいところとしては、新規制工認のときに、
0:11:18	認可を受けたときの衛藤設計というか、ステータスはどういうものだったんですかというところなんですけどそこを説明してもらえますか。
0:11:31	はい。東北電力の峰岸です。
0:11:34	こちらにつきましては今ご質問いただいた件につきましては、各種計算においては、
0:11:40	この概要の
0:11:46	6 ページ、改造後の姿。
0:11:49	エルボ材。
0:11:51	による設計で進めておりました。
0:11:55	今のご質問で言いますと、認可の時にはこのエルボ材で、
0:12:00	出させていただきます。
0:12:04	はい。規制庁伊藤です。
0:12:09	それをね、それから設計進捗によりというのは、言い方として、正確なのかどうかというところがあって設計進捗というのは、
0:12:23	新規成功に終えた後の、何か親族っていうことではないという理解でいい。
0:12:35	すでに設計を進めていたことによる変更と、すみません東北電力の峰岸です。すでにエルボ材、今回ですね。
0:12:45	高圧代替注水系が合流することによる、設計を進めていたといったことで、設計進捗と、
0:12:54	という言葉で、説明させて、記載させていただいております。
0:13:01	瀬戸イトウです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:06	そうですねちょっと微妙な言い方になってしまうんですけどこの変更認可申請では、何をしようとしているのかっていうところなんですよ。
0:13:15	もともとエルボ一剤、
0:13:18	を使う予定で、
0:13:21	新規制工認の時、それでやっていて、ただ、
0:13:29	要目表の書き方的なところで、
0:13:34	適切でないところがあってそれを直すという、
0:13:40	直接的に言うとそういうことですか。
0:13:47	はい。東北電力の峰岸です。ご理解の通りかと思います。
0:14:00	副社長イトウです。やっぱりこのパワポの書き方だと、今回の変更認可申請で、下巻からエルボに変えるように見えるので、そうではないですよというのが、ちょっと書き方は、
0:14:13	何か何となくあるかもしれないんですけどそうではないと、
0:14:19	いうことがわかるように書いてもらえればと思いますが、大丈夫です。
0:14:26	はい。東北電力の峰岸です。記載内容についてはコメントを踏まえてですね、検討させていただきます。
0:14:35	はい、ありがとうございます。
0:14:37	それでは、
0:14:41	このところはよろしいですか規制庁側。はい。
0:14:46	規制庁仲ですけど、結局新規制基準時のその申請としてはこの改造後のエルボで申請はしていたとして、
0:14:57	今実態の状況としては、まだ曲げ管のままということでもいいんですか、それとももう、これは工事をしてしまっているのか。
0:15:08	東北電力の岩間です。
0:15:11	実態としては、レゴの方で、ものづくり政策設置の方は、進めている状況になります。
0:15:18	はい。以上です。
0:15:20	進めているということでそれは、
0:15:23	藤。
0:15:25	用意はしてるけど、次。
0:15:27	具体としては、
0:15:30	まだ曲げ管のの状態なのかも、は取り外して本にして、
0:15:35	施工してる最中なのか、そこは何か。
0:15:38	正確にはどうなんでしょうか。
0:15:41	はい。東北電力の岩間です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:43	現場状況としましては、すでに曲げ管ではなく、エルボが据えつけられている。
0:15:50	という状況になっております。
0:15:52	はい、以上になります。
0:15:54	わかりました。状況わかりました。
0:15:57	多分、先ほどの話もですね、
0:16:02	多分新旧ももとの新規制基準時の工認等、今回の
0:16:09	ここに比較すると、ちょっと訂正が必要だっているところ
0:16:14	でそこはあんまり
0:16:16	設計当初によらず、堂々なのかっていうところで、改めて変更認可を申請すると。
0:16:23	いうところだったかと思って。
0:16:26	結局あとは書類に落としたときにですね、新規制基準は多分変更前に変えていただいて、変更後はバーか何か
0:16:37	今回はバーに対して、
0:16:40	改めてエルボーにしますみたいな感じに、
0:16:44	なると思うんですけど。
0:16:46	そこだけ読むとですね、きっとこれはな、何がどう変わったのかってのはよくわからないところが、
0:16:52	多分出てきていて、
0:16:55	概要のペーパーでの説明もそうなんですけど。
0:17:01	申請書としての利用目標の記載の方法もですね、
0:17:06	多分何らかの注記なりで説明をしておかないと、
0:17:10	何がどうかは、
0:17:12	他のかってのはよくわからない。
0:17:16	というところはちょっと今後また数、申請者ベースは精査が必要だと思うんですけど、
0:17:23	新たにリボとして登録するというような趣旨かと思うので、
0:17:29	そそういうところがちょっとわかるようなですね、繋がりますね、がわかるような、ちょっと工夫は必要かと思っていてそこはまた、
0:17:39	少し申請書ベースでの細かい精査の時にですね少し事実確認させていただくのかなというふうに思ってます。以上です。
0:17:51	はい。東北電力の峰岸です。趣旨理解しましたのでコメント、
0:17:58	検討させていただきます。
0:18:00	以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:02	はい。
0:18:03	ありがとうございます。ちょっと1点聞き忘れていたんですが新規性購入の時からエルボだったということなんですが、月間、
0:18:13	は曲げ管じゃなくて、エルボにしなければならなかった理由っていうのはどうということになるんでしょうか。
0:18:24	はい。東北電力の岩間です。
0:18:27	実際の製作工事のことを考えると、曲げ管を使用するよりも防止をする規格品のエルボ主仕様書の方が、
0:18:38	容易に
0:18:41	準備できるという観点で、年をしたものと考えておりますけども、
0:18:46	ちょっと詳細は
0:18:49	メーカー含めて確認させていただきたいと思います
0:18:52	はい、以上になります
0:18:55	磯イトウですわかりました。よろしくお願いします。
0:18:57	そう例。どうぞ。はい。
0:19:00	規制庁仲です。
0:19:02	そ、そこもですね、多分だから、今の概要説明書
0:19:09	になるんですかね
0:19:13	変更認可申請の扱いについてっていう資料があると思うんですけど。
0:19:18	その工事の必要性というところが3ポツにこう書いてあるかと思っ て、
0:19:27	単にその配管の位置を曲げ管からユーザーに変更することから、
0:19:31	ていうところで、何でそうするのかっていう理由が、
0:19:35	明確でなくてですねいろいろ今回のその変更申請の経緯は経緯としてあるんでしょうけれど、
0:19:42	そもそも曲げ感なり
0:19:44	得るもないがというやり方があって今回、エルボーに変える理由っていうのが、
0:19:51	単にその設計進捗って結局、
0:19:54	どうどういうその設計の上での検討をした上で、LOにする必要があるの で、こういうふうにしたっていうところがですね。
0:20:03	少し見えるほうがいいと思うんですよね。そうしないと結局、何でこっち よかったのかみたいなの。
0:20:10	ところが申請された上で、じゃあ理由はっていうところがちょっとあんまり 明確でない等、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:17	少し何か単に設計進捗だけだとちょっと弱いところもあってですね、
0:20:23	少しそういう設計の考え方がですね、変える変更変更なので変更申請 なんで、
0:20:30	変える必要性というのをですね少し補足資料なりにですねまずはちょっと、
0:20:37	示していただいた方が事実確認としてどうなのかというところが、
0:20:42	はっきりするのかなと思っていてですね、ちょっとそこをも検討いただいた方が いいのかなと思ってます他の工事もそうなんですけど、はい。
0:20:54	東北電力の岩間です。今ほどの理由、変更の理由ですね、の方、充実 させるというところで、検討して資料の方へ反映していきたいと思いま す。
0:21:06	以上です。
0:21:10	はい。季節をイトウですとつければ、次に移りたいと思います。次が非 常用ガス処理系の主要弁のところで、
0:21:21	ですねこれも
0:21:26	やろうとしている古藤はわかるんですが、なぜかというところが気になっ ていて
0:21:33	具体的な数字は言えないですけど、腐食しろを考慮した数字に変更す るとするのはこれは
0:21:45	ここの必要性っていうのは、何に基づいて生じてきたものなんでしょう か。
0:21:54	はい。東北電力の鈴木です。
0:21:57	腐食量を考慮した記載にするというものが、
0:22:01	弁の先方を記載する上で統一事項というふうになってございまして、そ ちらの方が
0:22:09	このSGTSの弁にですね反映されておりましたので、今回、その 設計情報として
0:22:16	食費を考慮したものに変更したものでございます。以上です。
0:22:21	はい規制庁イトウですありがとうございます。今おっしゃった統一事項と いうのは、これはあれですか、公認作成要領。
0:22:30	か何かありそうか、それとも、社内文書、何か、
0:22:40	東北電力の鈴木です。メーカーからのですね設計図書の方で
0:22:47	腐食腐食資料を考慮した値に、
0:22:50	するということで取り決めをしてございます。
0:22:53	規制庁伊藤です。そうすると、メーカーごとにルールが違うんですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:08	ご答弁力のスズキです。藤。
0:23:11	メーカー。
0:23:14	メーカーごとではなくてですね衛藤。
0:23:18	ごめんなさい統一事項として、メーカーによらず、腐食を考慮した対応に を記載するというものでございます。
0:23:29	はい。ありがとうございます。メーカーによらずというのは、
0:23:34	明、
0:23:35	そうですね、メーカーとの間に決め賞があるという感じなのかそれと も、社内的に共通事項として整備した文書があるような感じなのか、ど ちらですか。
0:23:53	特にこのスズキですとメーカーの設計図書に、メーカーの設計図書に基 づいて、
0:24:00	記載をしてございます。
0:24:03	規制庁伊藤です設計図書に基づいてそれをメーカー側がやっぱり決め てるってということなんですか。
0:24:16	東北電力の長谷川です。衛藤。
0:24:19	まず、メーカーごとに違うのかっていう件に関しましては、女川 2 号は、 基本、プラントメーカー、東芝さん 1 社なので、そういう意味で、統一さ れてますってことでさっき回答してます。
0:24:33	で、あとメーカーが決めるのかっていうものに対しては、メーカーはもち ろん設計標準っての持ってまして、それ通りに、我々、その設計を合意 するっていうか、承認するという行為。うん。
0:24:45	してるので、勝手についていうわけではなくてはい。
0:24:48	事業者としての承認をした上で、そのスペックにしてるということです。
0:24:54	規制庁イトウです。ありがとうございますわかりました。はい。
0:25:00	当それ、不足資料のところは、そうしましたです。そのあとの弁蓋の厚さ と材料について、
0:25:11	記載する。これは新規制コメントが入っていなかったものを記載するって いうのはこれは、どういう経緯があるのか教えてください。
0:25:23	はい。東北電力の鈴木です。
0:25:26	藤。
0:25:27	この弁のほかにはバタフライ弁。
0:25:30	この今回計上になるんですけども、同様の弁についても当初、弁二つさ 材料については、記載をして後、おりませんでした、
0:25:40	そちらの方で前二つ、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:43	の寸法、材料についても記載すべきというコメントがございまして他の前に水平展開ということで記載をしておりましたが、
0:25:53	このSGTSの弁についてですね、その記載の方が反映できていなかったということで、今回、
0:26:02	の変更認可申請に合わせて記載をしたものでございます。
0:26:06	以上です。
0:26:08	はい、ありがとうございます慶長イトウです衛藤今おっしゃったコメントというのは規制庁側から来ないとですね。
0:26:15	衛藤教育東北電力の鈴木です。はい。その通りと認識してございます。江藤イトウです。わかりました。コメントを受けて水平展開したけれども、
0:26:27	江藤しきれていなかったって、
0:26:32	はい、徳田カスズキですはい、その通りでございます。
0:26:37	はい。
0:26:37	ありがとうございます
0:26:40	トウソウ。
0:26:42	はい一応、工事内容としては承知しました。ここは何かありますか。江藤。
0:26:51	よろしいですか。
0:26:55	規制庁の仲川です。
0:26:58	こっちの概要、ライブっていうか、
0:27:01	紹介。
0:27:03	申請の扱いについてという資料。
0:27:08	確認したいんですけど。
0:27:11	それで、
0:27:13	設工認手続きについてということで、これは
0:27:18	と、
0:27:20	設計確認値、
0:27:24	設計確認中だけを変えるということ。
0:27:29	ということでもいいんですかね。
0:27:34	はい。東京鐵鋼の鈴木です。そのご認識でもありません。だべん二つ差とかを追記するのは、これはむしろ適正化とかそういうところの扱い。
0:27:46	ということでよかったですでしょうか。はい。久世区の都築です。はい。そちらについてもご認識の通りで問題ありません。わかりました。
0:27:53	その場合に設計確認チノー、
0:27:57	だけを変えるといった場合にこれは会場なのかどうかなんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:05	例えば修理であってですね構造または強度に影響を及ぼすものということ
0:28:14	要目表が変われば、これは一応、
0:28:20	該当するとかですかね、そ、
0:28:23	そういう理解なのかなと思ってんですけど。
0:28:26	それには該当しないって改造ということなんでしょうか。
0:28:34	特に設計確認値というだけの変更って場合にむしろ、
0:28:39	改造というそっちなのかなというふうに思ったんですけどその考えについてご説明いただけますでしょうか。
0:28:46	はい。東北電力の長谷川です。はい。床改造なのか修理なのかっていうところですけども、
0:28:54	まず、要目表の記載事項。
0:28:57	変えるので、そこは一律改造ととらえています。工認のガイド上も確か、
0:29:05	例えばそういう、
0:29:07	基本設計方針であったり、要目表であったりその記載の変更であってもそれ改造工事とみなすというような、はい。
0:29:14	記載があったと記憶しています。
0:29:17	ちょっと今調べますが、以上です。
0:29:28	今ちょうど見ましたが、東北電力の長谷川です。
0:29:34	コーニングガイド上 2 ページ目に、改造の定義が書いてますけども、
0:29:40	今読み上げますと、機器等の主要仕様表、要は要目表の記載を変更して、
0:29:47	機器等を新たなものへ変更する工事のほか、
0:29:51	機器等の実物の変更を伴わない要領の変更とか、機関との機器等の共用化とか、
0:29:58	あとは、撤去台数、容量の変更する工事、それも改造の工事とみなすということで書いてある。
0:30:06	はい。規制庁永沼ここの記載は、私も知ってるつもりはいるんですけど。
0:30:11	それで、その追加でいうとですね、例えば
0:30:16	4 ページぐらいからはガイドの 4 ページぐらいから修理という項目があって、
0:30:24	Aポツで取替工事、D、とびポツで性能または強の影響及ぼす工事というのがあるって、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:32	修理の工事において要目表の記載の変更を伴うものをいうということで一応こっちも要目表の記載の変更を伴うものっていうふうにはなっていますね。
0:30:42	大体は要目表の変更があればそれ改造だろうっていうのは、
0:30:48	まずは頭に浮かぶところがあって一方で
0:30:51	性能または強度影響ボス工事もこれもですね、周囲の工事で要目表の記載の変更を伴うものっていうところで、
0:30:59	こっちも一応要求の変更自体は該当するものがあるとして、こちらの
0:31:05	例えばB報Ⅱに該当するものってのはどういうものがあるんでしょうかねちょっと参考までにお聞かせいただきたいんですけど。
0:31:20	少々お待ちください。
0:31:51	ちょ、ちょっと答弁はハセガワです。ちょっと調べさせてください。はい。何か要目表の記載＝改造というふうに、
0:32:03	すべてそうですと言われるといやそういうわけでもなくてっていうのが、実はこうあるのかなと思っていて、今回のケースはどちらになるかというところは、
0:32:12	その工事の種類なりに応じて、多分、該当するかどうかっていう判断になると思うんですけど。
0:32:19	若干何かこういう中でこれに該当修理に該当しないというようなですね整理が、
0:32:28	としてどうという、考え方の整理をしたのかということをちょっと、
0:32:33	確認をいただけますでしょうか。
0:32:35	あんまり何かこっちも令和あんまりないと思うんですけど。
0:32:40	通常やっぱり補修で何か溶接をこう削ったりとかそういうようなところで変わると、多分これに該当する。
0:32:47	どういような、
0:32:49	これ後は
0:32:51	PWRの場合でいう等、これただし書きがあって条件セイキ野瀬線は
0:32:57	要目表の記載の変更を伴わない工事であっても届け出の対象とするってなってるか逆に言うとだからやっぱり、要目表の変更があれば、
0:33:05	これに該当する工事もあるという、
0:33:07	こともあってですね、
0:33:09	これがどういうパターンなのかっていう例示があるんであればそれはそれで、
0:33:13	何かそういう例示があってMaaSそういう例示に、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:18	類似する考えではないので今回改造だっている、
0:33:22	ような整理もあるのかと思うんですけど、ちょっとそこはリース関係確認をさして、していただければと思います。
0:33:30	これが直ちにですねどうだという話ではなくって、
0:33:35	今回計画変更認可ということなのだし、修理の届け出であっても結局は認可事項になるってことで結論は多分変わらないと思うんですけど、ちょっとこの整理、
0:33:45	整理ペーパーとか説明の取り扱いについての説明の、
0:33:51	判断としてですね、ちょっとこれが、
0:33:54	適切なかどうかというところでちょっと事実確認をさせていただきましたのでまたそこは引き続き、
0:34:01	少しご見解を聞かせていただければというふうに思います。以上です。
0:34:08	東北電力の長谷川です。了解しました。必要に応じて、この概要ペーパーというかあれですね。
0:34:15	今回でいうところも、
0:34:18	変更認可申請の扱いについてという資料、このところに記載するか、もしくはこのままでよければ、その回答の説明をさせていただきます。はい。
0:34:33	はい。瀬戸イトウですよろしいですかね。はい。それじゃあ次に行きます。
0:34:41	藤。
0:34:43	原子炉格納容器調気系のところだと、これもうまず確認したいのは新規規制工認の時、
0:34:53	ていうのはどういう設計で認可をもらって、
0:34:57	認可す、しているのか、
0:35:02	あとは、あと今実態としてどういう、
0:35:06	小工事状況になっているのか教えてください。
0:35:16	はい。東北電力の鈴木です。
0:35:18	あと
0:35:20	当初の本人申請の状況についてですけども、
0:35:25	まずフィルターベントへの分期間であるTにつきましては、この要目表上ですね、
0:35:33	日ATの記載をしておりました。ただしきちんと記載するには今回
0:35:40	次にその実施規格外の値だったということで、変更が必要となったため記載の見直しを公開しております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:49	もう一つ、肉厚化につきましては、
0:35:53	要目表上ですね、
0:35:57	肉厚の部分については記載をしてございましたが、左側の変更前のところをバーとしておりまして、
0:36:06	何もなかった配管のところを、肉厚化するような記載に見えていたため、当初、もともとある配管工に活かせると、というような記載。
0:36:17	になるように適正化したものでございます。
0:36:22	すいません工事状況につきましては、
0:36:27	3 発電所の方で、
0:36:29	助教答える方いますでしょうか。
0:36:37	東北電力の方です。
0:36:39	衛藤。
0:36:41	渥美の一番、ユニチカ及びPの現場法人についてはすでに終わっているという状況です。
0:36:50	以上です。
0:36:55	ごめん。
0:36:59	はい。衛藤規制庁イトウです。承知しました。
0:37:02	そうすると、
0:37:04	あと、衛藤、渥美川については、新規制工認時点でやる、やる予定であって、ただそれが要目表上、
0:37:14	適切に
0:37:17	反映されていなかったのを今回直しますと、
0:37:21	T、Tのところについては、これは新規制工認の時から変えますよという理解でいいですか。
0:37:33	はい。東北電力のスズキですはい。そのご認識で問題ありません。
0:37:40	すいません今のご質問の意図としましては、
0:37:46	汚染ももう一度教えていただいてよろしいですか。
0:37:49	すいませんJIS規格外のT採用っていうのは、新規制工認の時は、するつもりはなかったけれども今回変更認可申請にあたって、
0:37:59	するっていうそういう理解でいいですか。特にこのスズキですもともとJIS規格ITを適用する。
0:38:08	ということで設計はしております。
0:38:13	規制庁イトウでそうすると、すみません、じゃやっぱりももとの要目表の書き方が変わっただけっていう理解ですか。はい。当局のスズキでそのご認識の通り、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:23	はい、それならそれでわかりました。
0:38:28	へえ。
0:38:29	それ、ここもう、
0:38:32	じゃあ、ここはやっぱり新規制工認の時点から、何かここ、こういう設計でしたってということだったと思うので、
0:38:42	やっぱりこのパワポの書き方だ等、
0:38:45	設計変更を行うという、或いはツツミ化を実施するっていうのが、今回の変更認可申請で初めてやるように、もう取れるんですよね。
0:38:57	なのでここはちょっと記載の書き方を考えてもらえないかなと思いますがいかがでしょうか。
0:39:06	はい。東北電力の鈴木です。先ほどの原子炉冷却材浄化系と同様に記載の方、見直したいと思います。以上です。
0:39:15	はい。瀬戸イトウです。
0:39:17	その上でちょっと確認をしたいのが、この厚肉化を実施するって耐震性強化のために実施する、
0:39:34	これは渥美久賀をしないと。
0:39:37	新規制基準を満たせなかったというそういうことなんですかね。
0:39:46	はい。東北電力の鈴木です。はい耐震化に伴いましてですね、現状の既設の配管では共同上、不足ということで、配管肉厚化をしたものでございます。
0:39:59	はい。
0:40:02	以上です承知しました。それからJIS規格外の低採用というのは、すいません私あまり規格は詳しくないんですが、JIS規格の
0:40:14	Pっていうのは、採用できなかったってということなんで、
0:40:25	東北電力の鈴木です。
0:40:33	発電所の方で説明あればお願いします。
0:40:39	はい。東北電力の岡田です。
0:40:41	勾配多少の配管口径ですけれども、
0:40:45	主となるAC系の方が、蘇武それから、フィルターベントフェイ分岐している方 100 円でして、こちらの合計に合うJIS規格の定義がなかったと。
0:40:58	いうところで、JIS規格管理の内容となっております。説明以上です。
0:41:04	はい、瀬戸伊藤です。配管の合計が、
0:41:08	大きい大き過ぎて、企画、
0:41:11	上はなかったということで理解しました。はい。
0:41:17	とそれで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:40	規制庁イトウイデそれですみません、ちょっと行政相談の時も聞いているのかもしれないですが、
0:41:49	要目表が
0:41:53	新規セイキ公認の時から、
0:41:57	今回、
0:42:00	先生も参考としてつけてもらっているし、変更前の比較表を見ると、
0:42:06	このT
0:42:08	P、
0:42:10	何か
0:42:12	Pのところが、3 イケダ、嵯峨三田になってるのが1段になっていますと、これって
0:42:22	これはどういう理由で変わってるんです。
0:42:27	はい、東北電力の鈴木です。
0:42:30	もともとの公認申請規制都心セイキ最初おりましたのは、T-A、
0:42:37	記載ということで、イワノ三俣にも分かれておりますのでそれぞれの合計肉厚について記載しておりました。
0:42:45	今回変更しておりますのは配管。
0:42:50	の扱いになりますので、配管の一行だけに変わったというものでございます。
0:43:01	どうかよう、図で
0:43:06	ポイント8ページ目ですけども、
0:43:10	もともとはこの赤と青が一体もので、
0:43:15	記載しておりましたので、それぞれの
0:43:18	光景を、
0:43:21	記載しておりました。3、3ヶ所分ですね。
0:43:25	が今回間扱いになりますので、赤の部分だけの、AC系として記載になったというものでございます。
0:43:34	はいありがとうございますもともとの要目表は、赤と両方書いてあって、今の要目表は、
0:43:44	赤だけになっていると、青は別の系統のところに書かれているという理解でいいですかね。
0:43:52	はい。東北電力の鈴木です。そのご認識で問題ありません。
0:43:56	はい。ありがとうございます。ついでに参考資料の変更前後比較表のところで、
0:44:05	ここで

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:11	下線部が引いてあるところへと変更。
0:44:16	変更言い方が難しいんですが変更後の欄で下線部が引いてるところ。
0:44:22	これ、場所は合ってるんですかね。ずれてるように見えるんですが、場所は、
0:44:27	合ってますか。
0:44:42	東北電力のスズキですと記載は、下線部として合ってた、あっております。
0:44:49	はい。江藤尾藤です。それで、先ほどちょっと仲川審査官の方からも話をしたかもしれないんですが、結構この配管、
0:44:59	のところで、衛藤4号機を見ていても、どこがどこやだという、
0:45:07	やっぱりなかなか読み解けなくてですね、可能なら
0:45:15	例えば色分けをしたりして、要目表と、あと実際の配管のルートを示してもらって、どの部分が、
0:45:25	どこからどこまでですっていう、
0:45:27	のがわかるような、
0:45:31	対応を示していただくような資料があるといいかなと思うんですがそういったものは作成できますでしょうか。
0:45:42	はい。当局のスズキです。作成いたします。そちらについては、
0:45:47	概要、
0:45:49	その方なり新しく、
0:45:52	起こす形ということでよろしいでしょうか。
0:45:56	同意とお示し方を、
0:45:59	パワポ。
0:46:02	パワポでもいいですし縦長の方の資料でも大丈夫。
0:46:11	特にコウノスズキです。
0:46:14	規制庁中です
0:46:16	多分従前から新規制基準時も、ある程度そういう間違いがないようにこというところで、色分けですもんちゃんとか対応関係がわかるような、
0:46:26	確認はしてるのかなと思っていて今回もですね、本当にちょっと、
0:46:31	今回の申請の部分だけではなくてその前後も含めてですね、
0:46:35	系統としてちゃんと
0:46:37	対応ができてるかどうかっていう確認は必要なのかなと思っていて、
0:46:42	詳細な確認なんである意味パワポで示すスーパーこの位置ですってのはそれぞれ示してもらってるかもしれないけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:50	要目表の妥当性なり系統図との対応関係性ということを理解する上で ですね、しっかりと、
0:46:59	少し細かい情報を含めてですね提示いただくとなると
0:47:05	ある意味パフォーというよりは、こういう補足説明資料なりですね、示 していただくのかなと思いますけど、
0:47:14	多分これ自体は、多分新規性基準時にある程度作業されてるのかなと 思っていて、
0:47:19	改めて作ってもらうようなものでもないのかなと思いますけどもそこはど う、どうでしょうか。はい。東北電力の長谷川です。一応要目表確かにこ れ主配管、いろいろToBeBtoCっていういろいろあって、
0:47:33	その実際の系統との関連っていうのは、工認の添付書類で出してる 系統図、先ほどおっしゃられた系統図、そこですべて名称とか出るよう になってるんで、
0:47:45	一応、そう、主配管の名称と、系統図は一對一で、文言でも対応するよ うにはできてるんですけども、確かに、
0:47:56	系統がかなり広くてTBTシートが多いと、どこがどこだかってわかんない かもしれないので、できることとすれば系統図、
0:48:06	等、要目表そこ番号を付けるか、もしくは色分けして、視覚的にもわかる ように、ご確認しやすいようにっていう資料はちょっと
0:48:16	そう。
0:48:17	手間なくつくれると思うので、先ほどの概要資料というか縦長の
0:48:23	方に入れるのはやぶさかではないかなと思います。
0:48:27	ヤマシタじゃちょっとそこは別途ご用意いただくようお願いできればと 思います。はい。
0:48:34	はい。
0:48:37	瀬戸イトウです。この
0:48:40	格納容器長期系のところはほか、規制庁の会社のついでですけどちょ っと今まで出てきたコメントを踏まえてで、
0:48:50	中間パワポの方は多分その解除前改造後ということですね、前後書 くと
0:48:57	確かにこうなのかもしれないんだけど、
0:49:00	今回の申請が変更認可ということで変更前変更後ということというちょ っと対応関係が見えないところがあって、
0:49:09	そういう意味では私が今お聞きした限りですとその変更前であるいわゆ る新規基準的ん時の申請としては、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:19	JIS規格のものを使うというふうにしていたところを、実際としては今回、変更後として、
0:49:29	いやJIS規格外のものを使うということで要目表を変える必要が出てきたことから、
0:49:35	変更認可が出てきたという理解でよろしかったですか。
0:49:43	はい。当局のスズキですそのご認識でもありません。わかりました。だから申請書なりその設計の変更という観点でいうと、
0:49:51	変更前というのが何であって、変更後は何かというところがちょっとパフォーメーション的には見えないところがあつてですね。
0:49:59	そこが変更認可申請何が変更。
0:50:03	どうしてその申請が必要になるのかと。
0:50:06	いうところがわかるようにしていただいた方がいいのかなと思つてます。
0:50:13	これ多分改造前改造後っていうのは、建設時とそれとは差で、実工事はそうなのかもしれないけどと。
0:50:20	いうところなんですけど、その変更でさっきの衛藤で言うところだから変更。
0:50:25	Lのときは、変更前は従前からLを使っているというふうにしていたところが実は使っていないで、変更後においては、変更後、実はその新たに今回英語を採用するので、
0:50:38	変更申請としての変更後としては新たにそのNを追加するもの、そういうことなんですかねちょっと書き方、誤解ないように記載していただければそれはそれでいいと思うんですけど。
0:50:50	そういったちょっと変更申請としてですね前後がわかるようにというところでこれも同じようなコメントではありますけれど、
0:50:57	少しわかるような記載をしていただくと。
0:51:01	で、
0:51:02	わあ、
0:51:04	こっちの申請の概要について、
0:51:07	てって、
0:51:09	申請の概要、取り扱いについてですが変更認可申請の扱いについてという資料。
0:51:15	確認したところとして、
0:51:19	先ほど少し事実確認として、わかったところではあるんですけど、3ポツの工事の必要性というところがですね、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:29	自主企画会のTを採用する必要があるって書いてあるんですけど、何で必要なのかっていうところがですね。
0:51:37	先ほどのご説明であれば、口径が合わないもんということからというところがですねちょっとこの資料上は見えなくて、
0:51:47	少し必要性というところですね、もう少しわかるようにですね、
0:51:52	記載を検討していただければと、いうふうに思ってます。
0:51:57	以上です。
0:52:00	はい、徳田生野スズキです。いただきましたコメントについて資料に反映し、反映したいと思います。以上です。
0:52:09	規制庁伊藤です。それはちょっとPのところを正確に確認しておきたいんですがもともと新規制工認でも規格外のものを使う予定では
0:52:20	ただ要目表の書き方上機架空のものを使うように見えてしまっていたという理解でよろしいですか。
0:52:29	はい。東北電力の鈴木です。そのご認識の通りになります。
0:52:34	はい、ありがとうございます。
0:52:38	それでは次に行きまして、
0:52:43	逆止弁付ファンネルのところ、
0:52:48	でして、
0:52:50	これ、
0:52:53	すいませんちょっとそもそもの質問からなんですが、
0:52:57	これは、何だ、逆止弁付ファンネルっていうのが、床に
0:53:08	これ、図がマスクングされてますけど、この上側、
0:53:14	上下は図の通りっていう理解でいいんですかね。
0:53:21	上が湯床ですか。
0:53:25	はい。東北電力の峰岸です。ご認識の通りになってまして、上が地表面になります。下が、
0:53:35	地表の下といいますか、こちら排水ますになっておりまして、
0:53:44	地下階、ここ、こちらで言うと、下からの水の浸入と輸入方向と書いてございますが、パワーポイントの9ページになりますが、
0:53:55	水の流入方向は津波の逆流をこの逆止弁、
0:54:00	ここの記載がございます。弁体、便座で逆流を防止するといったものになっておりますので、
0:54:08	ご質問に関しては、上が地表面、下が埋設している範囲になります。排気設備等ですありがとうございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:18	なのでこの逆止弁付ファンネルっていうのは何か津波か何か来たときに、外から水が今回の場合海水ポンプ室に入らないようにする。
0:54:30	ためにつけてる。
0:54:31	ということですかね。
0:54:36	はい。東北電力の峰岸です。ご認識の通りでございます。はい。瀬戸イトウですありがとうございます承知しました。
0:54:43	それで、今回、使用材料変更というところは、これは、
0:54:55	これはあれですか新規制工認の後
0:55:00	材料変更をしようという話になっているんでしょうか。
0:55:08	東北電力の峯岸です。こちらにつきましては、材料、表記上は、
0:55:15	今回、ご記載変更後に、記載の通りの材料をもって、設計製作をさせていただきます。
0:55:28	規制庁伊藤です
0:55:34	今は清とそうなんだろうと思うんですけど地域性工認の時の認可を取ったときは、どの材料を使う予定だったんですか。
0:55:46	材料自体はですね、変更後の材料というふうになってございます。はい。規制庁伊藤です。そうするとこれも要目表の直し忘れというかそそいうイメージでいいですか。
0:56:01	はい。東北電力の峰岸です。
0:56:05	こちら、
0:56:07	概要資料のですね、
0:56:10	9 ページ目をご覧いただきたいんですけども、
0:56:14	こちら見ていただくと、
0:56:19	逆止弁付きのファンネルと、
0:56:22	いうことで、
0:56:24	要は配管材ではない。
0:56:27	いうふうに考えておりました、
0:56:32	当時につきましては、使用材料については変更前の記載が、
0:56:38	正しいものというふうに認識しておりましたが、
0:56:43	それに基づくエビデンス資料ですね。
0:56:46	ミルシート等を踏まえまして、
0:56:49	変更後の、
0:56:50	材料名を記載することが適切というふうに判断したものでございます。
0:57:01	はいありがとうございますちょっとお待ちください。
0:57:21	規制庁なんかちょっと私の方で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:25	まず、このパネルの機能自体は、新規制基準時の補足説明資料を見れば、とりあえず、
0:57:36	役割なり造作原理なりは書いてあるということによかったですかね。
0:57:41	改めて大体わかるんですけど、
0:57:44	急にこれだけクローズアップされて、そもそもこれ何なんだっていう話にはなと思うんですけど、
0:57:52	そこから説明するかどうかですが新規制基準時に何かそういうような、
0:58:00	説明自体はされているということにニシナなければちょっと補足につけてもらってもいいのかなっていう気はしますけど。
0:58:08	はい。
0:58:10	東北電力の今村です。
0:58:12	9 ページのパワーポイントに記載の通り、
0:58:15	外郭浸水防護設備として、
0:58:19	当該の逆止弁付ファンネルの設置理由とかですね、
0:58:25	構造含め、すでに認可いただいている既設工認の添付資料ですね、の方に記載がございます。
0:58:36	ちょっとそれを確認してそこである程度わかるのであれば、多分新規的には結構容量が多いのでまとめてこうバート。
0:58:46	こんなのありますぐらいの説明ぐらいで終わってるケースがあるんですけど、何か今回これだけクローズアップされてこれでちゃんと説明されてるのかどうかっていうのはちょっと、
0:58:54	新規制基準時の資料を見ながら必要に応じてまた、
0:58:59	少し追記が必要かどうかはまた、ちょっと事実確認したいと思います。
0:59:05	それって、
0:59:06	と、
0:59:08	今回●●(非開示情報)、これマスキングです。
0:59:14	ぶっちゃけ、
0:59:14	すいません、ちょっと今、マスキング情報だったんで、
0:59:18	それは削除として、
0:59:23	そのあとの数、数字までだと、なんでしょう。今の令和NCとですね。
0:59:29	すいません。
0:59:32	等、
0:59:33	この中のどこの部分が使われてるのかっていうのはちょっとよくわからないんですけど。
0:59:39	どこの部分がこの材料に、この図でいうと、多分、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:44	詳細な、これかこれを見ればいいのか。
0:59:48	これを見ればいいんですね。
0:59:54	と、
0:59:55	外、概要説明の3ページ目のこれを見ればいいってことですか、これで言うと。
1:00:02	ここの部分だから、
1:00:04	はあ。
1:00:06	これが、
1:00:19	多分いろいろ、
1:00:21	等、
1:00:23	他の部分もあって他の部分はまた違う材料が使われたりしますけど、
1:00:29	通常は便。
1:00:31	辨野材料としてはここの部分を書くというところはそれは一応標準的にそういうふうにしてるんですけど、
1:00:45	あんまり、
1:00:47	これ自治体は、耐圧とかかかるものではないんですよきっとね。
1:00:54	そうする等、
1:00:57	評価として使う部分は結局、
1:01:02	何なんだ、どこが。
1:01:08	どの材料は適切なのかっていうと、
1:01:13	通常の耐圧部材であれば耐圧の評価に使うような分、材料を多分書いていうことだと思っていて、
1:01:21	この場合は、
1:01:23	代表的にどこの材料、
1:01:28	が適切だ。
1:01:30	ということなんでしょうかね。結局、本体だけで、本当にまとめちゃって、
1:01:37	ということだけでいいんですか。他は特段、
1:01:42	直接機能に影響しないからそこまでは書いてない。
1:01:46	それは、
1:01:49	ファンネルの材料としてどこまで書くかっていう話なんですけど、それはどういう考えなんですか。すいません。
1:02:01	はい、東北電力の岩間です。
1:02:04	また
1:02:06	現状の要目表に記載している材料につきましては、構造的にはですね、9ページの概要%もしくは、先ほどのナンバー、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:17	ナンバー6の、
1:02:21	変更認可申請の扱いについての3ページ構造ですね、こちらで言うところの、弁本体、
1:02:27	に該当する部分を記載していると。
1:02:30	いう状況です。
1:02:32	これは
1:02:34	変更認可いただきました新規性基準のですね、時からそのような形で、今回はその部分を修正させていただいてますけども、
1:02:44	一方で評価をしているところ、耐震評価強度評価で言いますと、当該の弁本体に加えて、その弁体の方も評価対象にはしていると。
1:02:54	いうところもございますので、
1:02:58	峠目標にどの程度まで記載すべきかについては、ちょっと持ち帰り検討させていただきたいと。
1:03:06	行きます。
1:03:07	はい。
1:03:08	わかりました。ちょっと考えを聞かせていただきたいというところで、
1:03:14	それ。
1:03:17	訪問、
1:03:18	これもう、そうなんですけど、結局、材料あるものがあるものに変えたというところの、
1:03:28	何か必要性ですよ
1:03:32	古い材料じゃなくてこの新しい、この材料を使うっていう、
1:03:37	こういうものが要求される。
1:03:39	フレームと新しいものこの違いっていうのが、
1:03:43	どこまでいけばいいかわからないですけど、
1:03:46	間違いがあるわけですよ。
1:03:48	古野じゃ駄目なんですと、これ新しいものじゃないと駄目なんですって必要性があるってことですよ。
1:03:54	だからその必要性があんまりこう見えなくてですね。
1:03:59	一応設計、設計の進捗によりっていうこと。
1:04:03	結局はその記載がするっていうことなのかもしれないですけど、
1:04:07	あんまりそういうことではなくて設計進捗だっということであればですね、その設計の、
1:04:13	考えとして、どういう必要性があってこの材料にする必要があるのかっというところをですね、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:20	ちょっと記載いただいた方がいいのかなと思っていて、それが今の概要では、
1:04:27	見えない。
1:04:29	のかなと思っていて、
1:04:35	内容、
1:04:37	3 ポツの工事の必要性を読むと設計進捗により使用材料変更することから、
1:04:44	その必要性がちょっと書いてないので、
1:04:47	そこをご確認いただき、
1:04:52	市長、ちょっとタイトルの必要性というところですね。
1:04:58	何が必要なのかっていうところをですね、記載いただければと思います。
1:05:07	はい。東北電力の峰岸です。コメントの趣旨、理解しましたので、
1:05:14	資料 6 の 3 ポツの工事の必要性について、
1:05:19	変更の理由、記載の方、検討させていただきます。
1:05:24	以上です。
1:05:35	すいません少々お待ちください。
1:07:57	すいませんそれ 1 回します。
1:08:01	等、
1:08:04	一応、一応確認なんですけど、今要目表に、
1:08:09	変更後のものと材料を変えている。
1:08:15	それをファンネルのどの部分かというと、
1:08:18	衛藤。
1:08:20	多分ここ、赤枠で囲っているパワポの 9 ページ赤枠で囲っているところ。
1:08:28	という理解でいいですかね。
1:08:31	はい。東北電力の岩間です。そのご理解で問題ありません。
1:08:36	はい。
1:08:37	先ほどおっしゃったのは
1:08:40	ファンネルの何かの評価で
1:08:45	儘田湯田も言ってもいいと思っていますけど弁体の方も評価に関係してきているので、そっちの方の材料は、どう、
1:08:55	価格の価格ないのかっていう辺りは持ち帰りというところですよ。
1:09:03	はい。東北電力の今です。はい。ご理解のような趣旨を趣旨で発言させていただいております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:11	はい。室長伊東です。ありがとうございます。
1:09:14	一応これで、一通り来工事の内容をまず伺いましたと。
1:09:23	いうところで、
1:09:26	ちょっと
1:09:30	そのあとの質問に入りたいと思うんですけども、まずですね、
1:09:38	パワポのう。
1:09:41	4、
1:09:43	ページ目。
1:09:44	とか、或いは
1:09:49	審査資料一覧の紙で、
1:09:52	0というのと、バー、横瀬。
1:09:57	がと書いてあるんですけどまず、これ、0 鳥羽は何を意味しているのか というのを教えてください。
1:10:10	東北電力のアガツマです。
1:10:13	丸は、その設備に該当するものを0としておりまして、と関係ないものを バーとしております。
1:10:33	形状なんですよ。関係ないってところが、また少し曖昧ですね。
1:10:39	と、
1:10:41	これ単純につけてないっていう。
1:10:44	ことなんですかねまず、
1:10:47	バーバーとか、
1:10:53	東北電力の仲野です。パワーポイント4ページの記載でございますが、 衛藤。
1:11:00	まず①から⑤はその前の3ページの①から⑤に対応しております。
1:11:06	今回申請にお付けした資料が、左項目番号項目名称、こちら一式にな ります。
1:11:13	それらの資料について、①から⑤の各設備に係る記載があるかどう か、関係する記載があるかどうかという観点で丸或いはバーを付したも のになります。以上です。
1:11:30	規制庁中ですけど、例えばですね、
1:11:33	あまり残ってんしょ。
1:11:42	単純にちょっと定義を変えてもらった方がいいのかと思うんですけど。
1:11:49	理解はだから結局添付してるかしてないかっていうことなんですかね、 率直に。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:56	はい。東北電力の仲野です。その通りでございますちょっと記載の定義、
1:12:01	何を意図してるかがわかるような資料に修正したいと思います。以上です。
1:12:06	東北電力のハセガワでちょっと補足させていただきます。パワポの4ページ目だと、これは、
1:12:12	添付してる添付してないってよりかは、今回の変更認可申請、この書類の全体の構成これ示してます。
1:12:21	あと先ほど仲野の方から説明あった通り、今回の5種類の今回の編入の工事、
1:12:28	それをそれぞれの工事で、要は何を
1:12:33	技術基準の何所を確認しなきゃいけない、そのための設計結果を、この書類で示してますっていうのをそれぞれ
1:12:42	本日の資料2から6までの間で示してるんですけども、それをただホシトリとただけというところになります。おっしゃる通り例えばパワポの4ページ目の、
1:12:53	中段の6、ローマ数字の6の添付書類、ここの場もつけてるんで、ちょっとここはバーではなくて、何ていうかこかがみななので、はい。関係ないので、
1:13:04	うん。
1:13:04	ちょっとそこら辺わかるようにすればいいかなと思います。なんでつけてないというか、これ全部へん人で、
1:13:12	今回の変更認可申請の書類の構成ですと、
1:13:15	その一つ一つの添付書類は、
1:13:19	それぞれの工事で、どれが、要は技術基準適合性確認するために必要な書類ですというのが一覧でわかるようにしてるだけ。はい。ものです。はい。以上です。
1:13:32	基準の中で、表の、多分結果だけではなくてそういう説明を前書きなり、注記でつくればいだけなのかなという気はしますけど。
1:13:42	わかりました。
1:13:45	はい。
1:13:47	規制庁井藤です。衛藤。
1:13:50	大体説明はわかりました。
1:13:54	ちなみにここでひと月ときたいのは許可整合性に関する説明書で、残留熱除去系主要弁だけはバーでそれ以外は0になって、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:08	ていますと、これって、
1:14:14	恒例はこういうもんなんですか
1:14:18	多いもの。
1:14:23	残留熱除去系主要弁というのは、許可に対応、許可の中で対応する部分がないですか。
1:14:32	東北電力の鈴木です。残留熱除去系の主要弁につきましては、要目表の変更の方にも記載しておりますが変更前同じということで、
1:14:41	同じ実仕様のものに取りかえることから、確認する事項がないというふうに判断しておりますが今回添付は不要というふうに整理してございます。以上です。
1:14:54	規制庁イトウでさ、そうか塗料向けの変更がないから、だから許可整合、
1:15:01	新規の時の許可制度の中にはもちろん要目表も載ってるけれども、今回変更がないから、
1:15:08	パーにしてますとそういうことです。
1:15:12	はい、東北電力の鈴木です。今おっしゃっていただいたご認識の通りです。
1:15:20	慶長の中ですけど、今の点はですね、
1:15:26	例えばそのガイドなんかを工認ガイドってあると思うんですけど、
1:15:33	こういうところを見ると、
1:15:37	変更の工事に於いて、
1:15:40	変更に係る内容が認可の際の申請書との記載事項でない場合においてはその
1:15:47	許可に抵触するものでないことを示すこととするというふうに位置を示すこととすると。
1:15:53	いう記載があって、
1:15:55	ここもこれもガイドであるしこれ通りというわけではないんですけど、
1:16:02	一応認可の条件がですね許可通りであること等基準通りであることという二つの
1:16:12	観点がある中でですね許可整合というのも、
1:16:17	今回の工事自体がですね全く
1:16:20	こういう内容であるから、許可に抵触するものではないというですね他人事ぐらいということでもですねそれは、
1:16:28	示してもいいのかなというふうにはちょっと思いますけれど、まだちょっとそこは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:34	ここの工事でのその書類の構成の中ですね、
1:16:40	また少しずつ確認を進めますか、一応そういう観点もあるので、少し検討いただいた方がいいのかなと。
1:16:50	当局のスズキです。はい。今のコメントにつきまして持ち帰り検討したいと思います。
1:16:58	はい薬をイトウです。それでは次に行きまして、次の似たような話なんですけれども、
1:17:06	例えば、ちょっと、
1:17:10	これから例として、残留熱系主要弁の縦長の方の資料を、
1:17:16	使いたいと思いますけど、衛藤、資料ナンバー、
1:17:20	いいですかね。
1:17:21	ここの条文、
1:17:25	技術基準規則の整理結果という表がありますと、
1:17:30	それで、ここでマルバツの考え方をちょっと教えて欲しいというところなんですけどまず、当該設備に要求される条文、
1:17:41	ていうのは、
1:17:42	要求される条文と、
1:17:45	適合性確認条文っていうのが何を意味していてそれぞれマルとバツっていうのは、どういうことを意味しているのかを説明をお願いします。
1:17:59	入って東北電力の鈴木です。
1:18:02	こちらの表につきましてはまず一番左にですね、技術基準の条文を縦軸に整理、基礎面積と記載をしております。
1:18:11	で、その右側に当該設備に要求される条文ということで、主ある主要弁についてですね要求される条文、
1:18:19	適用するものをまず0と、適用しないものについて、バツというふうに整理してございます。
1:18:26	その右側の方に行きます当該工事における適合性確認条文となりまして、今回の工事ですねこのRHRの主要弁でいきますと全体に取りかえ、
1:18:37	を行うことに伴って、確認すべき条文を、マルバツということで丸が適用するものを示してございます。
1:18:46	その右側に
1:18:49	当該設備に要求される条文、丸になったものに対して、本工事においてか。
1:18:55	適合性確認する条文、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:58	どのような理由で
1:19:03	確認を必要とした下表としたかというものを記載しております
1:19:09	一番右の方にですね、関連する添付書類のものを記載したというものでございます。
1:19:14	説明以上です。
1:19:18	規制庁伊東です。はい、ありがとうございます。えっとですね
1:19:26	私今までPWRの方の審査をいろいろやっていて、その経験からすると大分なんか、
1:19:35	今日、
1:19:38	表のつくりという紙、
1:19:41	内容は結構違うなというのがまず見たときの印象ですと、
1:19:47	これであれですか、館江藤整理表とかって参考にされてますか。
1:19:59	東北電力の長谷川です。今おっしゃってるのは、条文ごとの適用の整理表の話。はい。これは他社さんは参考にせず、女川2号機の
1:20:14	新規制における審査の過程で、
1:20:18	一応、NRAさんからのご指導もあって、作成したものになります。はい。
1:20:24	で、今回、要は、
1:20:27	その工事。
1:20:29	改造するに当たって、確認をすべき技術基準というのを明らかにした上で、
1:20:38	それが、この添付書類の方に書いてますっていうのを紐付けを整理した資料ということで、準備していたので、今回もそれに準じてというか、はい。
1:20:49	本体審査、再稼働の審査の時の資料とあわせて、今回これをおつけしたものです。
1:20:58	はい。まず、都市新規制の時の整理に沿ってるということなんですけどその時の整理の仕方っていうのは資料でありますか。
1:21:12	整理の仕方というルール。
1:21:15	条文整理のルールっていうのは、新規制工認の時の資料で残ってるんですか。
1:21:24	東北電力の長谷川です。ルールというものは特になく、設計の断面において、その設備は技術基準の南條要求なんだっていうのは、もうそこは自明で、
1:21:36	はい。設計のインプットとして与えなきゃいけないものなので、その結果だけの話である。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:42	るんですけども、
1:21:44	はい。
1:21:46	今、ルールといったのは例えば何かマルバツをどういうふうに判断するかという、そういうフロー的なものは、特に、
1:21:57	はいないってことです。東北電力ハセガワで作ってないです。はい。
1:22:01	なるほど。
1:22:04	はい。はい。
1:22:07	もちろん他社が正しい形が正しいということは、別にそれ、絶対的に正しいということではなくて、事業者ごとに筋が通ってればいいと思うんですけど、すいませんまずですね、
1:22:21	そうすると、
1:22:23	まず、要求される条文について、
1:22:27	よ。
1:22:28	要求されるか否かというのは何で判断をしてますか。例えば、四条はなぜ0になってますか。
1:22:43	はい。東北電力の鈴木です。
1:22:46	こちらにつきましては4条は基準、
1:22:49	オープン性設計基準対象設備の地盤ということで、
1:22:54	完全な指定等、
1:22:57	安全重要度の高い設備については一番、きちんとした地盤の上に設置しなきゃいけないというところだったと思いますので、今回のRHRについては重度の高い設備になりますので、
1:23:12	適用条文として、ホシトリや丸にさせていただきます。
1:23:19	規制庁イトウレそれは、条文でいうと、四条の主語が設計対象基準、設計基準対象施設は、
1:23:29	今回
1:23:32	主要弁が、
1:23:34	その中に含まれているからという理解でいいですか。
1:23:39	はい。東北電力の鈴木です。そのご理解の通り、はい。そうするとですね例えば第6条は、なぜバツになるのかっていうのがわからないんですが、説明してもらえますか。
1:23:53	はい六条東北電力の鈴木です。六条につきましては津波による損傷の防止ということで、津波から守るための設備に対する
1:24:03	技術基準の要求というふうに考えておりますので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:07	今回はもうRHRにつきごめんなさい残留熱除去系につきましては、守るべきで守るほうの設備ではないことからバツに整理してございます。
1:24:23	うん。
1:24:25	はい。
1:24:26	規制庁伊藤です。
1:24:28	では、7条はどうですかね外部からの衝撃から守らなくていいんですかね、今回の件。
1:24:36	当東北電力のスズキですと7条につきましても、
1:24:41	同様に六条同様に
1:24:44	桃守る側の設備の方に対する要求、
1:24:47	と考えておりますので、今回の
1:24:51	要求される条文としてはバツに整理してございます。
1:24:56	すいません守る側というのは
1:24:59	防護する側される側どっちATOK電力のスズキスポンする側です。
1:25:10	うん。
1:25:17	傾聴中ですけど、例えば七条で言えばですね、
1:25:23	設計基準対象施設、
1:25:26	が、その想定される自然現象によりその安全性を損なう恐れがある場合は、
1:25:32	講じなければならない。だから、
1:25:36	一応、自然現象から守りましょうってそういうことですよ。
1:25:42	そのために、こういう防護しますって話であれば、
1:25:47	当然条文の適合性は見なくちゃいけないって話ですよ。
1:25:51	普通は。
1:25:53	それ要求されていないって話なんですか。東北電力の長谷川です。すいません。そういう意味で言うと、この横のリストの、
1:26:03	ちょっと位置付けなんですけども、先ほど鈴木の方から説明した通り、主語の所、主語でちょっと切り分けてます。なんで、例えば設計基準対象施設は、
1:26:15	こうしなければいけないって、
1:26:18	す、DB設備に対しての条文に対してはここまでつけてます。ただ、DB設備が、例えば、基準津波からの、ある場合はそれを守る設備を敷設しなきゃいけないとか、
1:26:30	あとは自然現象に対してもDB設備が、
1:26:34	要は守られる方に対する要求、守る設備への要求の条文に対しては、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:41	すいませんこの時点では、バツにしていますけども広義な意味でいうと、今おっしゃられる通り、
1:26:47	例えば、DB設備であっても、もちろん甲斐津波、あと自然現象、その防護設備としての要求はもちろんあるので、
1:26:57	広義の意味では0になるんですけども、はい。直接的な部分ということで、はい。バツにしています。
1:27:15	んや。
1:27:27	だからこそ、これは多分その要求される条文と、当該設備に係る
1:27:34	見る条文ってこう分けてると思っていて、で、
1:27:37	まさに関係する条文って結構多いと思っていてですね、それがまずどういう関係ん。
1:27:45	結局この今の京田藤。
1:27:49	この弁の申請に対して、自然現象の条文ってのは確認する必要がありますってこれ言ってるんだけど、
1:27:58	確認するんですよ普通ね。
1:28:04	だから何か新しいものを設置する設計基準対象施設を設置すれば、それがちゃんとその
1:28:12	等自然現象なり、その外部ハザードに対して、ちゃんと守られているのかどうかって、
1:28:21	七条としての確認って、
1:28:24	やりますよね、普通ね。
1:28:26	何かこれ。
1:28:27	全く見てませんっていうのは等しいんですけど。
1:28:30	多分そんなことはなくて、
1:28:35	その上で改めて今回、
1:28:38	ちゃんと見るかどうかっていうのは例えば建屋で守られてますとかそういうことで、
1:28:43	新規制基準で見れば、
1:28:46	その範囲内であれば別に今回新たに見る必要はないよねっていう、右の欄で、それはバツになるっていう、
1:28:53	選択肢はあるかもしれないんですけど、
1:28:56	最初から要求される情報ではじいて、
1:29:00	全く見てませんっていうのが、
1:29:02	どうも何か違和感があつてですね。
1:29:05	多分、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:07	ここは整理の仕方だとは思うんですけど、
1:29:12	Pなんかの方だとう一応その適用される条文っていう、
1:29:16	左なんかでいうと適用される条文っていうことである程度その基準との関係でですね。
1:29:23	関係するもの、主語が設計基準対象施設とか書いてあるようなものは、
1:29:30	バーツと結構前広にあって、その中で、
1:29:34	今回の工事として確認する条文は何かっていうところでまた精査してという。
1:29:39	縦の欄の数は同じなんですけど、
1:29:43	多分定義の仕方なのかもしれないんですけど、
1:29:47	そこはですね今この書いてある当該設備に要求される条文っていう定義が何をもち、これは定義してんのかっていうのが明確ではないので、
1:30:00	そういう多分ですね
1:30:04	ちょっと意見というか事実関係として、
1:30:07	確認する必要があるようなところがさらにできているところがあっただけですねもう少し定義を明確に、
1:30:13	書いていただくのカー、或いはその新規性基準は新規制基準としてですねそれはそれであったとして今回は、
1:30:21	申請としてはこういう定義で改めて、
1:30:24	これを0にしたっていう、変えるっていう選択肢もあるのかなとは思っていますね。
1:30:30	何となく、今見てる限りだと、本当にこれ最初からバスでできる、大丈夫なのっていうのが、
1:30:36	結構散見されていて、
1:30:39	ちょっとそこは、他の
1:30:42	これ今代表的に今
1:30:45	このRHR系の
1:30:50	弁ということですが他も同じですね。
1:30:54	へえ。
1:30:56	ちょっと何か対象範囲が狭過ぎるんじゃないかなと。
1:31:00	いうふうに思ってるんですけどちょっと検討いただけますでしょうか。先ほど、あんまり別にPWR真似をする必要もないんですけど、ある程度ほかはどういう書き方をしているかっていうの結構、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:12	参考にはなるのかなと思っていて、そういうところでどういう書き方をしているかっていうところはですね、
1:31:19	少し確認した上で検討していただいてもいいのかなというふうに思っています。
1:31:25	東北電力の長谷川です。はい。ご指摘の内容を理解しました。先ほどこちらからも説明した通り広義の意味では、もちろん要求としては、共通条文自然現象も、あと立ち入り防止とか、
1:31:37	安全避難通路とか、そういうのもすべて要求としてはあると思うので、ちょっと示し方については検討させていただきます。例えば何か関連として丸付けした上で、今回、
1:31:49	今回の工事によって、それに影響があるかみたいなのも追加した形で、網羅的に示したいと思いますはい。
1:32:03	規制庁伊藤です。はい。よろしくお願いします。
1:32:06	なかなかこの表を始めてみたときになってしまって、それで整理されるってことなんですけど×ならバツそれも理由を書いてもらう。
1:32:20	の方がいいと思ってます。衛藤。
1:32:24	単発にも幾つか種類があるような気がしていて、はい。
1:32:28	はいそれはお願いします。それで引き続きこの表についてなんですが、
1:32:35	適合性確認の
1:32:39	上便。
1:32:41	もうマルかバツかの。
1:32:44	ところなんですけどここもちょっとわからなくてですね例えば、第5条、
1:32:54	第五条では、同資料の弁体へ取りかえることから適合性確認を実施とあって、一方で、何か14条15条、
1:33:04	オカダと同士、当社の全体取りかえるから適合性確認不要であるとあって、
1:33:10	この辺ってどういう違いがあるんですか。
1:33:18	入って東北電力の鈴木です。
1:33:20	こちらの表の整理の考え方としまして、今回の
1:33:25	RHR系の使用弁になりますと、全体取りかえをするということで、構造共同
1:33:32	や系統の機能に関する部分について確認をすべき条項として考えております。
1:33:39	そのため5条でしたり十四条。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:42	については、行動要求のところなので、当初ではありますけども、確認をした上で、影響がないかというところを
1:33:51	確認するというふうな整理にしております。
1:33:53	十四条、これについては
1:33:57	当初の取りかえということで
1:34:01	この条文への適合については変更がないというふうに考えておりますので確認不要というふうに整理をしたものでございます。
1:34:08	以上です。
1:34:11	はいありがとうございます。ちょっとやっぱりわからなくてですね、何か確認すべきだから確認したという回答にしか聞こえなくて、なぜ確認すべきものと、確認すべきでないものが、
1:34:21	分かれているのか、要求される条文は0になっているのに、
1:34:26	というところで、ちょっとそこをもっと、
1:34:30	即効。
1:34:33	を確認したいです。はい。
1:34:37	規制庁仲ですけど、耐震計算書とか強度計算書っていうのは、
1:34:44	すでにこれ自体は
1:34:47	変更後の多分仕様で評価なりをやってると思うんですけど、
1:34:50	それと今回つけようとしているものっていうのは何か違いが出てくるんでしたっけ、同じものをつけるってイメージですか。
1:35:00	はい。東北電力のスズキですこちらの、全く同じものにはい取りかえるものでございます。
1:35:13	特にこのスズキ従来の計算書のインプットとも変更ありませんので、計算結果等も変わるものではございません。
1:35:22	はい。
1:35:32	ちょっと今回なんかいろいろ複雑でですね、
1:35:36	多分従来から評価してるものから変わらなければ変わりませんの一言で多分済むような、
1:35:43	場合もあるかと思いつつ、今回一応設計の進捗によりその
1:35:48	変更認可っていうことにしているので、
1:35:52	変更後のもので評価するんだらうなっていうところをつけるっていうのも何となくわかるとしてですね。
1:36:00	あんまり何か省略。
1:36:03	しすぎるのもどうかっていうところはあるつつ
1:36:06	全く同じもので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:08	何か前と変わりませんだとじゃ何のために変更認可が出てくるんだみたいな変な、
1:36:13	矛盾が生じるのでは、
1:36:15	ある意味つけてもらうっていうこともそれはそれでいいのかなと通常であれば多分従来と同じす0でおしまいっていうのもあると思うんですけど、
1:36:24	付けてもらうとして、ただ一方で
1:36:28	ある評価だけがですね、いや同じものなんだから、
1:36:32	評価する必要ありませんみたいな言い方であると。
1:36:36	この申請の中ん自体でですね何かこう条文によってこう言ってることが矛盾してるようにこう見えてきていて、
1:36:44	何かそれが構造系統だけ見ればいいのか環境条件見なくていいとかってそういうものでもないような気がしてですね。
1:36:54	ある程度は、
1:36:56	何かしら見るんだらうなっていう気はするんですよね。
1:37:02	その上でどこまでつけるかっていう手とかはいろいろあるかと思いません。
1:37:12	どういうふうに臨むかは多分この申請としてどう臨むかっていう全体としての話だと思っていて、
1:37:23	とりあえずちょっとどうしろと言うつもりはないんですけど、今のこの整理表だけを見ると、
1:37:30	ちょっと不整合が生じているので、
1:37:33	その考え方をですね少し、
1:37:37	検討していただいた上で提示いただいた方がいいのかなと。
1:37:42	これ、
1:37:44	結果だけなん
1:37:47	表だけ見てっていうことなんです。そもそもこの表を作るにあたっての考え方っていうのは先ほどの定義とかもそうなんですけれど、
1:37:54	ある意味明確にしておかない等、
1:37:57	何となく不足してるように見えたりとか、
1:38:01	いうところがあってその説明を、こういうことでこういう場合にはこう書くとかっていうところの考え方がですね。
1:38:09	整理いただいた方がいいのかなというふうに思ってます。
1:38:14	で結構ですね
1:38:17	新規性基準って対象設備がもう、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:21	その多いので、
1:38:23	全部包含してみたいな書き方になると何かしらこう当てはまって、
1:38:28	書きやすいんですけど。
1:38:30	結構改造工事って難しくてですね。
1:38:33	単品でこれの設備だけってクローズアップされる等、
1:38:37	結構条文整理もそうだし添付書類もう、
1:38:40	もうコピーWもそうなんすけど毎回悩むところがあって、
1:38:45	結局、
1:38:47	間単純に変更内容が明らかであってそれで新たに評価するとわかりやすいんだけど、
1:38:56	変更がない、こっから改めて見る必要がないっていうことの説明自体を0とするのが×とするのかとか、
1:39:05	何かそうすると三角みたいな概念もあるかもしれないみたいな。
1:39:09	丸さん学閥みたいな。
1:39:11	そんな評価を結構PTとか改造なんかは特にやっていて、
1:39:16	結局、これって、人によって感覚が多分違うと思うんですよね。
1:39:25	明らかに変更がないからバツですって言い方する人もいるし、
1:39:29	明らかに変更がないことの説明をするのでこれは一応0にしますとかって行き方で幾らでも変わっていて、
1:39:36	多分それは、
1:39:38	今のこの段階で我々がこうしようと思っても多分また、継続していくと多分、人によってまた違う可能性があってですね。
1:39:46	それはやむを得ないのかなと思ってのるんですね、後期しようと思っても多分各社によってもバラバラだろうし、
1:39:53	そうすると、結局、
1:39:55	各申請ごとにどういう定義で、この申請自体を○なり×としたかかっていうところを、審査会ごとにですね、きちっと明確に、
1:40:05	しておけば、この申請の時はこういう定義でこうやったし、
1:40:09	この申請時はこういう定義でこういうふうに整理したというふうに、客観的にわかればですね、結果として、
1:40:15	多少ばらつきが過去の新設あってもですねそれはそれでいいのかなと思っています。
1:40:22	ということ言えば、いわゆる新規性基準時にいろいろ整理したのは定義とか定義としてあったと思うんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:40:28	それは今回の審査申請としてってこういう定義でやったということであればそれは新規制基準と多少違っていても、
1:40:35	それは許容されるのかなとそこはあんまりちょっとずらしたくないってことであればそれはそれで、
1:40:42	合わせるっていうやり方もあると思うんですけど、少し、ちょっと今回の申請としてですね、どういう定義でっていう、今の資料では、
1:40:51	定義自体もよくわからないし、不整合も見受けられるというところで、ちょっとそこを整理した上で、
1:40:58	一緒にあれば、もう少し
1:41:01	わかるような形でですね提示していただいた方がいいのかなと思いますけどいかがですか。
1:41:08	東北電力長谷川です。はい。今ご指摘、理解しました。
1:41:13	あと、戻ってから、ちょっとPWRの改造工認、設工認の実績あるPWRの方の資料もちょっと確認させていただきますけども、
1:41:23	確かにこの表は、新規制の再稼働新規制適合性の設工認の審査の時なので、そもそもその関連した、
1:41:33	全体の条文に対しては、もちろん審査されてるんで、
1:41:37	うん、省いても、説明はつくかと思うんですけども。うん。
1:41:45	はい。
1:41:47	はい。
1:42:00	そうです。はい。
1:42:13	あと、一つちょっと確認させていただきたいのは、確かに改造購入、今回はとりあえず、新規制基準適合性の設工認の変更なので、
1:42:23	そっちからの例えば津波に対する変更はないので、今回県にはつけませんっていう整理はできるかと思うんですけども、
1:42:31	今後、単品の個別の改造工事を行ったときには、やはりその工事も、例えば自然現象とか、立ち入り防止、あと、津波、
1:42:43	そこの確認も必要なんで、
1:42:46	そこはもちろん審査の条文となるというようなことなんです。
1:43:02	改造工事なりをしたときに、
1:43:06	条文上は何か該当しそうだねと思いつつもう、
1:43:11	例えば何か津波防護とかって、建屋で守りますとかって1回も工事やってて、そん中で多少変えるぐらいだったら、
1:43:20	改めて評価する対象条文対象ではあるんだけど、
1:43:23	何か評価する必要があるかどうかっていうと既工認なりで

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:43:28	から新たに評価をする必要がないから、今回やらないとかっていう言い方はあるのかもしれないですね、
1:43:37	そういうところが、多分そういうところをまず理由として書いた上ではこういう理由であれば、0 であり×であるなというところの、
1:43:47	何とか替えられればっていうことだと思うんです。はい。
1:43:57	東北電力長谷川です。了解しました。
1:44:05	等、はい、社長井藤です。
1:44:09	いいですかね
1:44:11	とですねすみません
1:44:14	今の残留熱除去系主要弁のところで、耐震性の設定計算書ってというのは過去のこれこれと、から変更はないっていうふうに書いてあって、
1:44:25	強度計算書はこれ何か新しくついてきている、今回の先生でついてきているようなんですけども、これは、
1:44:36	何か新しい計算をしているんですか。
1:44:42	はい。東北電力の鈴木です。
1:44:44	この添付、
1:44:47	資料としまして 20 数、
1:44:49	3、
1:44:50	の資料になりますが、
1:45:03	右下の通し番号 7 ページ。
1:45:06	の方の前書きというページになります。
1:45:15	こちら
1:45:18	保険本経産省はっていうところ。
1:45:21	もともと記載がございまして、下 3 行のなお書きのところになるんですけども、
1:45:28	すみませんもとの
1:45:31	クラス 1 弁の共同株ごめんなさい残留熱除去系の主要弁の強度計算書については、
1:45:38	今回クラスアップや改造等を実施したもののみ、
1:45:43	共同計算書として添付しておりました。
1:45:46	その他改造等がないものについては、添付していないという、申請の仕方をしております。
1:45:53	今回、
1:45:55	全体を取りかえます、A11E11-AF004、ABについては、
1:46:03	同じものに取りかえるので共同計算、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:08	自体の中身の変更はないと考えておりますので、
1:46:11	こちら建設工認の方になりますけども、そちらで実施した強度計算書から変更はないというものを追記するために、共同経産省、
1:46:21	そして添付をしたものでございます。
1:46:24	説明以上です。
1:46:31	はいありがとうございます。新規性混入の時は別に取りかえるわけでもなく、チェックアップとかもなく、なので、つけていなかったけど今回取りかえるので、
1:46:45	平成3年から変更はないけれども改めて出しますし、あとそういうことですか。
1:46:52	はい東北電力都築です。その認識で問題ありません。
1:46:56	はい。ありがとうございます。しました。
1:47:07	規制庁中、
1:47:09	と。
1:47:11	ちょっと見て気づきとして、
1:47:13	21条の耐圧試験等とかってマルついてるんですけど、これで検査の話なんじゃないんですか。
1:47:20	という気はして、
1:47:22	確認の条文として、
1:47:24	対象の条文かもしれないけど、確認の条文としてです。
1:47:29	確認対象なんですか。
1:47:45	はい。
1:47:47	東北電力の都竹スズキです。今の、
1:47:50	ご指摘に対しまして、対しましては
1:47:53	ショウガン事業者検査の対象としておりますので、今回の認可を受ける上での適合条文ではないと、思いましたので、先ほどのコメントとあわせて、
1:48:03	修正したいと思います。以上です。
1:48:07	はい、伊藤です。
1:48:09	21条関係でいうと、今回
1:48:13	衛藤残留熱除去系主要弁の方だと、00になっている一方で、
1:48:22	原子炉格納容器長期系配管の方だと、
1:48:25	マルバツになっていて、
1:48:28	理由欄の記載は、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:48:31	同じような感じで書かれていて、食い違っていたりもするので、磯一徳とこうやって 55 種類分けていただけて出していただいているのは大変ありがたいと思っていますそれぞれの
1:48:46	それぞれのG、どの条文見なきゃいけないのかっていうのが大変わかりやすいんですけども
1:48:53	5 種類あるやつの平仄とかは気をつけていただければなと思っています。はい。
1:49:02	はい。東北電力の鈴木です。今のこの踏まえまして、修正の方、行いたいと思います。
1:49:10	はい。
1:49:12	と来てちょっとです。それから、
1:49:29	それじゃあ原子炉冷却材増加系の方でちょっと確認をしたいんですが、すいませんちょっと、
1:49:43	はい、こちらの添付書類で設定根拠の説明書がついてますと、これは新しく出されている、新しく出されているというか、
1:49:57	前と同じではないという、
1:49:59	ことだと思うんですが、どこが変わったのかっていうのを説明してもらえますか。
1:50:08	はい。東北電力の岩間です。
1:50:10	ちょっと資料で言いますと、ナンバーの 14 ですね。
1:50:14	の方をご確認いただきたいと思います。
1:50:18	通し番号で、すいません。
1:50:27	通し番号で 9 ページですね。
1:50:30	9 ページになりますけれども、今回追加修正から変更した箇所といたしまして、9 ページの名称、G31-F02 から、
1:50:43	高圧代替注水系注入配管合流点という主配管につきまして、
1:50:49	設定根拠が
1:50:52	再稼働の敷設購入の時にはなかった。
1:50:56	ため追加しております。
1:50:59	以降の通し番号 10 ページから、
1:51:03	12 ページにつきましては、変更はしていないんですけども、資料の出し方といたしまして、一色ですね、提出させていただいているという状況でございます。
1:51:15	はい。以上です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:51:19	はい規制庁イトウです。すいません新規制工認ではつけてなくて今回つける必要があるのは何でなんでしたっけ。
1:51:32	はい。東北電力の岩間です。
1:51:37	またちょっと資料を変えました要目表の方見ていただきたいんですけども、当初、ナンバー8の
1:51:44	資料になります。
1:51:48	ナンバー8の、
1:51:53	これ、
1:51:56	やっぱりする。
1:51:58	すいません、ちょっとわかりづらかったのでナンバー3の資料で、すいませんご説明させてください。
1:52:06	ナンバー3のですね、3ページ。
1:52:10	お願いいたします。
1:52:17	こちらですね、
1:52:20	要目表の、今ほど言いました隋31-F022から、
1:52:25	高圧1台中に配管合流点という所配管名称について、
1:52:32	先ほどの設工認の際は、
1:52:36	変更ご覧。
1:52:38	が変更なしになっておりました。
1:52:41	今回の申請変更認可申請で、変更後の方に新しくエルボのスペックを今記載させていただいてまして、
1:52:54	再稼働工認の際に、
1:52:57	変更なしだったため、設定根拠の方にこのショウガン名称自体がですね、出ていなかったと。
1:53:04	いう等背景がございまして、今回
1:53:08	変更後に記載するにあたっては必要だと、いうように判断して追加したものになります。
1:53:14	以上です。はい規制庁イトウですよくわかりましたありがとうございます。
1:53:19	それで、
1:53:22	藤ほかの添付資料についてなんですけど耐震性の計算書等強度計算書については、
1:53:33	何だろう、過去のものから変更がないというふうに書かれていて、これはさっきもちょっと聞いたかもしれないんですけどエルボー材っていうのを前提として評価して、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:53:45	計算をしているという、そういう理解でいいですか。
1:53:50	東北電力の岩間です。はい。その通りの理解で問題ありません。
1:53:55	はい。瀬戸イトウですありがとうございます。
1:54:00	こここのところで、何かよ。
1:54:05	あ、規制庁中です。ちょっと添付書類全般としてたんですけど、
1:54:12	過去、認可したのからですね変更がないっていうふうな、
1:54:18	ことでこう書いている。
1:54:20	納めてる例が結構あってですね。
1:54:23	それは結果としてそういうことではあるんで、だろうと思うんですけど、
1:54:28	なんで変更がないのかっていうところはちょっと、
1:54:31	理由が少しあんまり明確でないかなと思っていてですね。
1:54:37	例えば、全部が全部というわけではないんですけどある程度、
1:54:43	今回の工事がこういうものであって仕様がかわらないからとかですね、 何かそういうところ
1:54:50	確かにいないな。
1:54:53	ていうふうに少しそれだけでこうわかるような形にですね書き改めるもの があればですねちょっと、
1:55:02	少し充実していただいた方がいいのかなと思っていて、
1:55:07	今、ちょうど健全性の説明書とかも、
1:55:12	昔認可されたものから変更はないっておしまいになっていて、
1:55:17	想像すると、多分そうなんだろうなと思います。なんで変更だなくていい のかっていうのは、
1:55:24	すでにその評価されたものから今回は使用全く変えるものではないから 要らないのか。
1:55:33	とか、
1:55:34	場合によってなんかルートを変えてたりとか何かいろいろこう、
1:55:39	継ぎ手の形状を変えたりとか、そういうのもう
1:55:42	桐生個々人の内容はこういうものであるから、
1:55:46	これ自体の計算書は、
1:55:49	変更はないんだ。
1:55:51	多分耐震とか強度また多分言い方が違うもしくは違ってくるのかもしれ ません。でも、
1:55:56	基本的に同じなのかな
1:55:59	ちょっと今の記載だけでは、単純に変更なししか書いてないので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:56:05	ちょっと自立できるようであればですね少し検討していただいた方がいいのかな。枚数はいかがですか。
1:56:12	東北電力長谷川はい、了解しましたがちょっとご相談ですけども、
1:56:16	変更認可の申請書の添付書類にその旨を書くか、もしくはヒアリング資料の中で、
1:56:25	詳しく書かせていただくかってところはちょっと、はい。ご相談したいと思う思い、
1:57:01	いや、
1:57:08	今回女川2号機の設工認でいうと、一度変更認可申請後認可までされてまして、
1:57:15	有毒ガス関係ですね、そんな時には同様にこの変更なしっていうこのワンペーパーをはい。
1:57:21	付けさしていただいております。
1:57:48	わかりました。持ち帰り。はい。検討させていただきます。
1:58:08	はい。衛藤規制庁伊東です。
1:58:10	時間が残り少なくなってきたんですけども、
1:58:16	藤。
1:58:19	ちょっと延びてしまっても大丈夫ですか。
1:58:37	すいません続けさせてもらいます。それで次に行きまして、非常用ガス処理系の主要元、
1:58:46	のところですね、これもちょっと添付書類の話なんですけど、これは耐震性の計算書がついていってただへへと変更はないと書かれています。
1:58:59	今回弁ば小厚さとカー弁、部活を変えて弁二つさあ材料を記載しますっていうところとの関係を教えてください。
1:59:13	入って東北電力の鈴木です。
1:59:15	今回あの弁二つサーを、工認の要目表上は設計確認値ということで腐食試料を引いた値に変更しているんですけども、
1:59:25	実際実機の寸法も変わったわけではなくて、設計確認値を変えただけなので、耐震計算書等にインプットしている条件には変更がないため、
1:59:36	変更不要というふうに判断しております。以上です。
1:59:42	はい。衛藤インプット条件の変更はないということで理解しました。はい。ありがとうございます。
1:59:48	それじゃあ次に行きまして格納容器長期系の方ですと、
1:59:54	これはまず設定根拠の説明書が、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:00:00	新しくというか改めてついてきていますと、これ、どこが変わっているのか教えてもらえますでしょうか。
2:00:10	はい。東北電力の鈴木です。こちらは
2:00:15	資料番号 15 番の通し番号で 18 ページ。
2:00:21	になります 18 ページ、変更箇所としては 19 ページになります。
2:00:25	こちらの、
2:00:27	18 ページについては会計のところ、先ほど
2:00:32	ATの記載を見直したというお話をさせていただきましたが、当初 400A のATの記載がありましたので、今回、Tを直下にする事で 600Aだけの
2:00:44	配管になったため、400、
2:00:47	に関する記載を削除したものです。
2:00:52	続いて 19 ページ目につきましても、
2:00:58	文章の一番最後のところですね、標準流速を目安に 6001009 とするところにも 400 円の記載があったためその 400 製作所、あと下の表の 400 円に関する記載削除と、
2:01:11	というのが変更点になります。以上です。
2:01:14	はいありがとうございます。設定根拠については承知しました。それから他の説明書についてですが、まず、耐震性の計算書はこれまでのと変更がないと。
2:01:29	いうところで
2:01:32	これは
2:01:34	厚肉カー。
2:01:36	ドッカー、
2:01:39	規格へのT採用っていうのが前提となった評価がすでにされているという理解でいいですか。
2:01:47	はい。東北のスズキでその理解で問題ありません。
2:01:51	排気設備等ですありがとうございます。あとは強度の説明書、これは新しくついてきていて、これTOWA、衛藤。
2:02:02	なぜ新しくついてきているのかっつってお願いします。
2:02:08	はい。東北電力の鈴木です。こちら資料番号の 20、
2:02:14	5 になりまして、
2:02:20	先ほどのパワーポイントの概要書の方でもご説明させていただきましたが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:02:25	客のITということで、補強の計算が今回必要になるというものになります。実績各Dであれば、
2:02:35	補強の計算不要となっておりますが、規格外となったことで今日の計算、
2:02:41	が必要になったものでございます。具体的には 22 ページ、
2:02:47	のところの
2:02:49	ナンバーPⅡのところについては補強の計算書を追加してございます。
2:03:01	説明以上です。
2:03:03	はい。ありがとうございますは補強が追加になっていると。これは設計建設規格にも、
2:03:11	基づいてやっていて特に何か特別なやり方をしたわけではない。
2:03:18	はい、当局のスズキですはい。特別なやり方とはしておりませんでこの式の通りです。はい、規制庁伊藤ですありがとうございます。
2:03:27	と、
2:03:28	すみません
2:03:31	次に行ってですね、逆止弁付ファンネルの方ですね。
2:03:36	こちらは、
2:03:38	耐震性の計算書と強度の説明書がどちらも、
2:03:44	新しく
2:03:45	出てきていますと。
2:03:47	ここ
2:03:50	新しく出てきている
2:03:53	どこが変わっているのかの説明をお願いします。
2:03:58	はい。東北電力の岩間です。資料の方ですね、まず耐震性の設計算書の方で 20。
2:04:06	22 番の資料になりますけれども、
2:04:09	通しナンバーで言いますと、ちょっとまとめて申し上げますと 18 ページ、順次確認させていただきたいと思います。すみません。
2:04:18	18 ページですね。
2:04:20	報酬ナンバー18 ページ。
2:04:26	すみません全体の変更としましては、材料の
2:04:32	名称そのものが計算書の中に登場しておりまして、
2:04:37	変更前の材料名称から変更後の材料名称の方に名称を変更しているというところが、耐震の方で、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:04:48	6 ページ分ですね、共同の方で 6 ページ分、すべて名前の変更というのが、変更内容になります。
2:04:55	まず 1、一つ目が耐震の方ですと、通しナンバー18 ページに記載が、
2:05:01	あります、弁本体の材質ですね。
2:05:04	この部分がまず一つ目。
2:05:07	次に 11 ページ。
2:05:09	少しナンバー21 ページの方にも同様に弁本体の材料名称が出てきます。
2:05:16	は、25 ページ。
2:05:18	25 ページも同様に、本体の材質として記載されているところを変更している。
2:05:25	あとはちょっと同様な構成ですけど、41 ページ 44 ページ、48 ページもすべて同様に、
2:05:33	材質の変更と、
2:05:35	というような内容になっております。
2:05:39	続きまして強度の方ですけれども、資料ナンバーで言うと 26 ページ、26 番、
2:05:45	ですね。
2:05:47	こちらは今ほどの耐震側と同じような変更でして、材料の名称変更になります。
2:05:54	通しナンバーで言いますと、まず 21 ページ。
2:06:04	11 ページも同様の、同様に、本体の材質、
2:06:09	こちらを変更前から変更後に変えていると。
2:06:12	この同様の変更が、ページ番号申し上げますと、
2:06:16	21 ページの他に、24 ページ。
2:06:21	29 ページ。
2:06:22	と 44 ページ、4、47 ページ、52 ページ。
2:06:28	すべて材料名称を変更しているものです。はい。以上です。
2:06:35	はいどうですありがとうございます。ここで確認しておきたいのは材質が変更になったことで、何かインプット条件が変わったりしているのかどうか、教えてください。
2:06:48	はい。東北電力の岩間です。インプット条件は変わっておりません。
2:06:53	変更前の材質も変更後の材質もですね、評価に関わる場所としては、機械的性質、
2:07:00	になりますけれどもそこは同様と。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:07:03	いう同様ですので、変更はないと。その他の計算方法ですすとか、使用環境等にも変更ありませんので、変更はございません。
2:07:13	以上です。
2:07:16	はいイトウですありがとうございます。
2:07:20	と、私からは以上ですが、規制庁側から追加でありますでしょうか。
2:07:31	規制庁中です。
2:07:33	結局、何かそそういう、
2:07:35	今で言うと添付書類の有無みたいなところなんだと思うんですけど、
2:07:42	理由は明確に書いてあればそれぞれ何かそういうインプット情報の目とかことかもしれないですけど、
2:07:51	ある程度は確かにこれであれば何か変更はないなとかっていうところの、何か情報がもし、
2:07:58	追記として、
2:07:59	できるところがあるようであれば少し充実していただいた方がいいのかなと。
2:08:04	いうふうに思いました。
2:08:07	これ、
2:08:08	だから、あとちょっと個別の細かい点で、
2:08:13	今確認したいんですけど。
2:08:16	非常用が処理系の主要弁の要目表というところ
2:08:24	どこの、
2:08:26	多分土岐 99 番ですかね 9 番のところ、
2:08:33	と、
2:08:35	現場この厚さと弁蓋の厚さというところで、
2:08:39	数値が記載していて、
2:08:42	これ今設計確認値だと思うんですけど、公称値っていうのは、系列に書かないんですけど。
2:08:56	何か通常設計確認値と公称値は平気だったような、
2:09:01	記憶があるんですけど、
2:09:06	ガイド上であれば、
2:09:11	配管等の
2:09:13	厚さ、
2:09:15	何とか何とかについては、
2:09:18	へえ。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:09:20	基準規則に適合していることを確認したものを、す設計確認値と公称値を併記することとし、となっていて、
2:09:30	明示的にベントまで行ってないんですけど、
2:09:34	もう、
2:09:36	多分、
2:09:39	あんまりな。
2:09:40	9日だけ。
2:09:42	載せてるというケースも、あんまり見たことない共感そこははどうどうなんでしょうかね、何か考え方があれば、
2:09:51	説明いただきたいんですが。
2:09:53	東北電力の鈴木ですけども、交渉チーの平均については確認した上で、再度回答したいと思いますが、今回の変更、
2:10:04	資料としてつけておりますRHR等についてもですね公称値、
2:10:08	は記載せずに設計確認しというかですね。
2:10:11	のみを記載しておりますので、統一性はあると思うんですけど再度確認した上で回答させてください。
2:10:19	確認お願いします。
2:10:24	はいどうぞ
2:10:31	規制庁の奥でございます。ちょっと申請の内容時は少し背景に近い部分なんですけれどもいろいろ理由が設計進捗とされるものについてはもともと既認可における要目表がおかしかったということが今回変位の理由であると。
2:10:45	府議会いたしました。こういった誤りにどのように気づかれたのかキッカ形を教えてくださいというのと、あと再発防止の取り組み、簡潔で結構ですので、ご説明お願いいたします。
2:11:08	はい。東北電力の中野です。
2:11:12	記載の、
2:11:14	不正をあるような箇所については昨年ですね5月ごろですね。
2:11:18	1ヶ所見つけてまして、それを踏まえて全部の本部ですね、
2:11:24	について、水平展開で中身の確認を実施しました。すべて確認した結果出てきたものについて、軽微変更。
2:11:32	するものと変更認可申請するもの。
2:11:35	について整理して、今回の申請になったものです。以上です。
2:11:43	決得です。ありがとうございます。こういった誤りはショウジュンだと思わけてですけども、再発防止の取り組みに関していかがでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:11:53	はい。東北電力の仲野です。今回、再発防止ということで、それから、すべての
2:11:59	図書、本文について確認したのでまず一旦そこで終わってると思っています。ただ今後ですね申請するような書類について、同じような確認をして、誤りがないようにということで取り組んでいるものです。以上です。
2:12:16	はい。規制庁の奥です。ありがとうございます。確認の体制とかやり方とかそういった辺りで工夫されたことは何かありますか。
2:12:25	はい。東北電力の仲野です。確認にあたりましては、今回見つかったような事例について、その確認の要因に、
2:12:35	きちんと教育をした上で、確認については、複数のものを確認することで体制面でも強化しております。以上です。
2:12:44	はい。規制庁の奥です。了解しました。ありがとうございます。
2:12:50	よろしいですか。
2:12:52	はい。それでは、
2:12:54	特によければ、ヒアリング終了としたいと思います。東北電力側大丈夫ですか。はい。
2:13:08	東北電力の峰岸です。
2:13:11	1点、ちょっとご確認がありまして、
2:13:16	資料ナンバーの、
2:13:20	3番。
2:13:21	になります。
2:13:22	通しページで言うと、1ページ。
2:13:31	なってます。後報Ⅱの、設計及び工事の計画の変更認可申請における、技術機種基準規則の整理についてと、
2:13:42	いう項目の第2パラグラフ。
2:13:46	なお本工事の対象は、
2:13:48	重大事故等対処設備と兼用しているため、
2:13:51	兼用設備も含め、含めた適合性確認の。
2:13:55	要否を整理してございます。
2:13:57	説明の通りになっておりまして、
2:13:59	これは何かといいますと、同じ資料3ページの、6ページ、通し番号の6ページ目。
2:14:07	この図が、わかりやすいと思うんですけども、
2:14:11	こちらの主配管の配置を明示した図面の静、右上の矢視図を見ていただきたいと思いますが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:14:22	こちらですね。
2:14:23	今回変更Lを入れた。
2:14:26	配管を示してございますが、こちらの高圧代替中、
2:14:33	注水系、注入配管合流点、
2:14:36	ここから先が、
2:14:38	SA設備との兼用になります。
2:14:42	こちらですね、また、飛びまして資料の方ですけれども、
2:14:49	8、資料、添付資料 8、資料のナンバーの 8 番になります。
2:14:55	こちらが、
2:14:57	クリーンナップ系の要目表になってございますが、
2:15:01	こちら通し番号の 2 ページ目、
2:15:06	になります、要目表の変更後、
2:15:10	一番右下の大きな括りのところですね。
2:15:13	高圧代替注水系注入配管合流点から、原子炉冷却材町筧あるA、A系の注入合流点までということで※10。
2:15:24	となっておりますが、
2:15:25	次のページ見ていただくと※10 の中で、兼用ということを謳ってございます。
2:15:32	今回の申請にあたってはクリーンナップ系ということで兼用先のSAの要目表というのは、申請資料に含めてございませんが、
2:15:44	弊社としましてはそのような、
2:15:48	趣旨で今回申請書を作成してございます。
2:15:52	念のための確認でした。
2:16:04	すいません。ちょっと、それはどう受けとめればいいのかって話ですけど。
2:16:08	結局だから今回の申請設備わあ、
2:16:12	DBでもありSAでもある設備があるから、
2:16:17	それはSA設備としての基準適合性も併せて確認するっていうこと。
2:16:23	ということですよ。
2:16:25	それはそれで別に、
2:16:27	そういうものだろうと思うんですが何かそこで懸念みたいのがあるんでしょうけど、ちょっとご相談したかったのが、申請範囲として、その兼用先のSA設備も、
2:16:38	申請範囲として、要目表出すべきかどうかで今回は、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:16:42	とりあえず登録側で代表して、申請とした形で、ただ技術基準上は正常部分を拾ってるというような申請書になっています。はい。
2:16:52	なんで、評価の中身は、今回何ら変わるものではないんですけども、多分、申請のその手続きの今ご相談ということです。
2:17:14	はい。
2:17:17	ナンバー8の最終ページですね、最終ページの*10って書いてあるところに、
2:17:23	今回このクリーンな、原子炉冷却材浄化系の
2:17:28	配管一つえへん人の申請の対象としてますけども、実はその配管はあっさり服従で示す通り、
2:17:36	ECCSその他注水の、高圧代替注水系としても寄与してますと。
2:17:43	かつ、格納施設のうちの、格納容器の安全設備の高圧代替注水系としても、
2:17:51	はい。
2:17:52	使っています。
2:17:54	ただ今回へん人の申請書としては、このECCSオンザ注水とあと格納施設、
2:18:01	それは要目表としては出していない、イコール申請範囲として明確にはしていない状態に今してあります。
2:18:14	はい。
2:18:15	はい。
2:18:27	四級はつけて、
2:18:29	はい。ただ、このクリーンな原子炉冷却材浄化系を呼び込んでるだけの、
2:18:36	そちらに記載。
2:18:42	評定と中、文字としてですはい。
2:19:04	PWR等、ちょっと
2:19:07	はい。
2:19:08	記載のやり方というか趣旨は一緒なんですけども、ToBeっていう配管の名称は書いてます表の中に、ただ、
2:19:16	はい、表の中には書いて。
2:19:19	いや、注意書きじゃなくて、例えば、この
2:19:23	今、
2:19:24	見てる*10書いてあるところの配管見せらうと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:19:29	例えば一番下側の原子炉隔離時冷却系注入配管合流点からって書いてあるじゃないですか。原子炉冷却材浄化系B系注入配管合流点、変更後の欄見ていただきたいんですけど。
2:19:44	ホームページの更新、
2:19:47	3、
2:19:53	3ページ。はい。すいません。ページが見えづらいんですけど、
2:19:59	この一番下の、
2:20:01	年欄の変更が見ていただくと、これ変更なしで今書いてあるんですけども、
2:20:06	記載は、兼用先の方はこの変更なしのところを例えば、
2:20:13	クリーンナップ、
2:20:14	の方に記載っていうふうに、ここで飛ばしてるような形でした。
2:20:20	数値は書いてないですはい。
2:20:24	で他社とPWRとかは、この要目表の下に文章でAからBは県金融しますみたいな感じで、
2:20:33	文字で書いて、
2:20:44	そうですね要は、配管のその系統としての一連の流れと、
2:20:50	主配管がわかるように、
2:20:53	この4目標としてはつけてました。はい。
2:20:57	PWRも文章で書きつつそれは要目表だっていうことで理解してます。はい。
2:21:04	はい。
2:23:07	マイク。
2:23:11	だからそうする等、
2:23:14	多分、
2:23:16	冷却材浄化系だけなんですっていうのは何か。
2:23:20	網羅的ではないような気がするんですけど、どうですか。
2:23:27	徳田ハセガワ、はい。理解しました。結局、今回の変更認可の申請書の添付書類上は何も変わらないんですけども、あとはよ、申請範囲として要目表、
2:23:38	兼用先の方のですね、目標をつけて、申請範囲に含めるかどうか、そこだけなので、はい。入れることで理解しました。だから、原子炉冷却材浄化系ってのはDBで、
2:23:50	高圧代替注水系は、
2:23:54	SAなんですよね。正常分を確認しますってことですよ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:23:58	清常務確認添付だけでいいのかっていうと、
2:24:02	結局添付っていうのは本文の妥当性を示すものだから、本部は何だったっていうに、
2:24:08	何か書いてませんっていうのは、
2:24:10	それは何のためのこれ確認なんですかっていう話になるから、
2:24:15	基本は多分、
2:24:17	関係上部適用条文があって、添付で説明しているものがあれば、
2:24:23	それは結構、結果としてその本文下変更なしであってもどのよう目標かっていうところは、
2:24:30	付けた方がいいのかなと思っていて多分、
2:24:34	耐震なんかも、結局、
2:24:37	Ssが変わったから、評価やり直しますって添付では結構幅広く、
2:24:43	評価するじゃないすか。そんな時2本分つけて、
2:24:47	るんですよね多分変更なしでもつけてないんでしょうか。つけてます。はい。だからそれは評価するものに該当する本文っていうのをちゃんと要目表として何かっていうところで、
2:25:01	それは変更なしであつてもう一度つけるっていうふうにしたかと思ってそういう考えからする等、今のケースを聞いた限りでは、
2:25:10	同じように変更なしであつてもつけるのかなと。
2:25:13	いう気が。
2:25:15	しますけど、どうですか。
2:25:22	はい、東京電力長谷川です。了解しました。
2:25:26	はい。補正とかの扱いで、今度そこは追加させていただきます。はい。だから施設区分の名称が加わるぐらいですかね。
2:25:36	これやはりこれだけ。
2:25:38	宇宙焼きで読めるからいいんじゃないかってそういうことですか。
2:25:43	そこまでは。はい。
2:25:45	でも中駅は兼用してるっていう事実関係を示すだけだつて申請で、
2:25:51	対象としてはちょっと見れてないから申請対象として明確にする。
2:25:55	であれば、最初の行に、何に設備こんなに施策なんですか。
2:26:01	と書くんでしょねきっとね。どう思いました。はい。
2:26:04	はい、了解しました。
2:26:08	東北電力の鈴木です今の件に関しまして、原子炉格納容器長期系の方も兼用設備、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

